

令和4年第5回ニセコ町議会定例会 第2号

令和4年6月10日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書
(産業建設常任委員会報告)
- 5 発議第 3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 6 議案第 1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について
- 7 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について
- 8 議案第 3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議について
- 9 議案第 4号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 5号 請負契約の締結について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）
- 11 議案第 6号 請負契約の締結について（令和4年度市街地区配水管更新工事）
- 12 議案第 7号 辺地に係る公共施設の総合整備計画書の策定について
- 13 議案第 8号 辺地に係る公共施設の総合整備計画書の一部変更について
- 14 議案第 9号 平成4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議案第 10号 財産の無償貸付について
- 16 議案第 11号 平成4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 17 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 18 意見書第 1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
(提出者／木下裕三議員ほか4人)

○出席議員（9名）

- | | |
|----------|---------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | |

○欠席議員（1名）

10番 猪 狩 一 郎

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	山	山	契	太
会	計	加	本	紀	孝
総	務	福	藤	一	広
防	災	青	村	康	二
企	画	高	田	達	郎
税	務	鈴	瀬		矢
町	民	富	木		健
保	健	桜	永	幸	匡
農	政	中	井	博	則
農	業	山	川	浩	視
農	政	石	田		二
国	営	齋	山		智
商	工	三	藤		徹
商	工	黒	上	敏	進
都	市	橋	瀧	啓	雄
都	市	石	本	康	二
上	下	樋	山	範	行
総	務	浅	口	理	幸
財	政	片	井	辰	登
教	育	阿	岡	信	三
学	校	中	部	正	幸
町	民	淵	村	伸	人
こ	ど	佐	野	寛	隆
学	校		藤		樹

○出席事務局職員

事	務	局	長	前	原	功	治
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

○副議長（青羽雄士君） おはようございます。

猪狩議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、私が議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、5番、斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○副議長（青羽雄士君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○副議長（青羽雄士君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、3件質問をさせていただきます。

1件目、ニセコ町の気候危機・温暖化対策の進捗状況を伺います。2020年7月21日、ニセコ町は「ニセコ町気候非常事態宣言」を表明しました。間もなく2年が経とうとしています。コロナ禍であっても温暖化は進んでいます。町内において非常事態宣言後、どれだけのCO₂削減が実行されたかを総括し、2030年46%、本来は60%以上が必要ですが、削減目標は達成できるのか検証すべきではないかと思えます。現在の進捗状況を町長に伺います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いをいたします。

それではただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ町では環境モデル都市・SDGs未来都市として環境対策を重点的に推進し、気候非常事態宣言の表明後におきましても、再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例や、自転車の適切な利用を促進する条例の制定、SDGs街区「ニセコミライ」の推進など、脱炭素の持続可能なまちづくりに取り組んでいるところでございます。ご質問にありました非常事態宣言後におけるCO₂の削減状況ですが、大手電力会社から町内電力使用量の情報を2015年まで提供いただいておりますが、2016年の電力小売全面自由化に伴い、それ以降の情報が開示されず、具体的な数値計算ができない状況にあります。この点につきましては、以前から国に対策を行うよう要望しているところでございますが、現在まで進展がないというような状況でございます。今後は現在検討している、仮称であります、気候変動対策推進条例の中に、電力会社に対してエネルギーに関する情報の提供を求める条文を盛り込み、改めて情報提供を依頼する所存でございます。その情報が出されれば、今後分析を行ってまいりたいと思います。今後におきましても引き続き温室効果ガスの抑制に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいまの町長の答弁を伺いましたら、現在のところは私の質問させていただいた削減の割合ですね、それはもう全くまだ数値はできてないということでしょうか。それで、2030年、あと8年はありますけれども、46%ではまだ足りないと言われて、これから変更あるかもしれませんけれども、これ電力会社に情報を提供するように要求しているということですが、これも私は一つすごく大事、もちろん当然大事なことなんですけれども、その中でですね、町長の答弁も理解できないことはないんですけど、これ6月3日の道新の新聞なんですけれども、今全道で全国では北海道は非常にこの宣言が多くて、今現在64自治体が宣言してるそうなんですけれども、具体的な策がなかなか進展してないということが書かれていました。これによると、25年度には112市町村、北海道179市町村あるんですけれども、あと25年といいますと3年後ですね。そこに宣言してくださいって言って、こういう理念で強制的なものがないので、そこがちょっと問題かと思えますけれども。そして30年度には179市町村の宣言を目指すとあります。ただ、具体化に悩みつつこう書いてあるんですけれども、全くそのとおりでないと考えてます。ただこの中で、町長ももうお読みになってると思いますけれども、鹿追町なんかは家庭用蓄電池の導入とか環境教育の推進などに力を入れているということが書かれていました。それでですね、そういう面から見てゼロカーボン宣言したけれども、実行することですね、実行をするその炭素の一番重要な点は、現実的な炭素の削減の取組なんですけれども、これ電力会社に情報提供を要求しているということなんです。これだけではなくて、私はちょっと質問が長くなってすみません、今町長が考えてらっしゃるこの策定の中では、建物由来とか電力の削減ということを中心にしてますけれども、CO₂削減にはまだまだたくさんいろんな方法もあると思うんです。特に町民の1人としては、例えばですね、こんなチラシがよく入ってくるんですけれどもご覧になってらっしゃいますか。しょっちゅうこんな大きなチラシが入ってきて私は目につくんですけれども、食品ロスですね。食品ロスによるCO₂の排出量の多さというのはかなりありますよ。これは非常に問題になっています。比べてみると、これは世界平均で、日本の、しかもニセコ町のことちょっとわからないんですけども、

平均して8.何%、これは飛行機のCO₂削減の1.4%よりもずっと多いと言われてます。それとまだまだちょっといろいろとこの食品ロスの問題ですね、これは身近に私たちもできることがあるかと思うんですけども、その点について、町長、もう少し現実的な脱炭素の取組、町民にももっとできる、やりやすい、先ほど電気自転車のこともおっしゃいましたけれども、電気自転車はちょっと普及はしているようですけども、まだそこまで広がってはいないと思うんですけども、自転車に乗るにはやっぱり道路の整備とか、そういうことも入ってきますので、まだまだ簡単にはいかなかなと思いますけれども、目標を2030年46%、これ最低ですから、多分もつとなると思いますので、それに向かってやっぱり現実的なね、実効性ある行動を起こさないといけないと思うんですけども、何か考えてらっしゃいますか。電力会社に云々の問題じゃなくて、もっと具体的な町民も巻き込んだ考え方をしていращやるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体像としてはですね、ニセコ町から排出される6万トン強の二酸化炭素排出であります、これを建物由来の排出量を抑制する高気密高断熱、あるいは化石燃料化の脱皮を図っていく、その上で、なおおかし出るCO₂は、これから林業に力を入れようと思っておりますので、森を活性化させることによって、現在ある9,000トンぐらいの吸収量を1万2,000トンまでに伸ばすと。そのことによって、6万トンであれば80%で、1万2,000トンの吸収があればゼロカーボン達成できるわけありますから、そういった全体の道筋の中で、現在いろいろな作業をしているところであります。何とか現在作業中でありまして、新たな建物については全て性能評価をしていただくということで、そのことによってできるだけ高気密高断熱住宅、あるいは現在ホテルをどうやって高気密高断熱に誘導するかということのインセンティブをどうするかという検討を進めておりますが、できるだけそういう建物由来の排出量をまず抑制していきたいというふうに考えております。その上で、電力会社からも情報をいただくと、全体のCO₂排出量の計算ができますので、そのことによって、より具体的な作業を進めていきたいというふうに考えております。

それと今ご質問にありました食品ロスの問題、大変大きな問題だと思っております、環境省も現在食品ロスの専門の課を置き、そして強力に推進しているところでありまして、先般も東京でこの食品ロスを進めている責任者の方とお会いをして、いろいろお話をしました。その中で、やっぱり家庭とともに事業者の皆さんのそういった意識啓発も必要だということで、今後できれば年度内に食品ロスの勉強会をさせていただきたいと考えております。以前に私どもの町で2年間仕事をしていただきました金井さんが、現在この食品ロスの責任者として、環境省の中核として推進しておられますので、こういった方を招きして勉強会を進めながら、一步でもCO₂の削減が進むように取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいま食品ロスの関係、これから積極的に進めるというお話を伺って、大変心強くは思っていますけれども、これも難しいかと思いますが、ニセコ町内の食品ロスはどうだけか把握されていますか。いや、ニセコ町内は、例えば商店だとか食材を売るところだけでなく、ホテルだとか家庭はもちろんなんですけど、コンドミニアムとかペンションとかレストランとかね、こういう観光業ですから、そういうところから出るロスはかなりあるんですね。私も現実を目の当たりにして、これは何とかできないものかなっていうことを、いつも長いこと考えてき

たんですけれども、このニセコ町の食品ロスがどれだけかということは把握されていますか。これ大事なことだと思いますけれども。

○副議長（青羽雄士君） 質問は終わったんですね。

○5番（斉藤うめ子君） はい。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬課長。

○企画環境課（高瀬達矢） はい、例えば食品ロスの量の把握ですけれども、私のほうはですね、その量の今まで調査結果とかそういう調査の資料を見たという認識はございません。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（斉藤うめ子君） では2件目に参ります。

2件目、「ニセコ町森林ビジョン」の状況と今後の見通しについて伺います。昨年7月、「ニセコ町森林ビジョン」が策定されました。これによると、町は「森林づくり町民会議」を設立・運営するとありますが、以下のことについて伺います。

①この会議で、これまでに検討された内容と方向性について伺います。

②町民の中からフォレスターのような多様な森づくりの専門家の育成が必要ではないかと思いますが、今後の予定を伺います。

③町民の方々に森づくりをよく理解していただくために、かつてあった「森と緑の会」を再開してはどうかと思いますが、そのお考えはありますか。

④子どもたちに「なぜ森づくりが大切なのか」、その必要性を理解してもらうことが大事なことと思いますが、学校ではどのような指導を考えておられますか。

以上、1から3は町長に、4は教育長に伺います。よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず一つ目のご質問の森林ビジョンに記載した「森林づくり町民会議」につきましては、設置に向けて、各主体・関係者がビジョン推進に関与できるような体制づくりを念頭に準備をしておき、体制が整い次第開催してまいりたいと考えております。

二つ目のご質問の多様な森づくりの専門家の育成につきましては、現在町に所属する森林・林業をサポートする地域おこし協力隊員が、昨年度町内の林業関係者や木材加工販売事業者において研修を受けたほか、今年度地域林政アドバイザーの資格を取得するなど、森林や林業行政に関わる知識や技術を習得しているところでございます。町では隊員本人の就業意向を尊重しながら、今年度近隣の森林組合などにおいて林業の研修を受講していただくなど、協力隊の活動をサポートしていきたいと考えております。隊員がその活動終了した後も、ニセコ町において引き続き林業に携わっていただけるのであれば、森づくりの専門家として町の森林ビジョン推進に大きな力になるものと考えております。また、今年度北海道から派遣いただいた林業の専門職一人を農政課に配置し、森林ビジョンに基づく取組を推進していく中で、森づくりの専門家が育成される大きな契機になるものと考えております。

次に三つ目のご質問の「ニセコ町森と緑の会」の活動は、林業者を初めとする事務局スタッフの負担も大きく、運営や予算確保も難しくなってきたというような状況や、様々な活動の一定の役割を終えたとのことで、団体を解散しております。しかしながら同会の活動は、町民皆さんに森づくりをより理解していただく木育の取組として大変有意義であったと考えており、その趣旨は今後設

置される森林づくり町民会議や新しい法人へと受け継がれていくものと期待をしているところでございます。

どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○副議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員の四つ目のご質問にお答えいたします。

学習指導要領においては一部の学年を除き、森づくりという具体的な記載はないものの、森づくりをその趣旨から考え環境教育ととらえると、それぞれの学校種、学年、教科等で取り組んでおります。学校における環境教育は社会科・理科・技術家庭科を初め、様々な教科を通じて横断的に取り組まれております。例えば、総合的な学習の時間などで、地球環境をテーマに各教科等で学んだことを生かしながら取り組んでいるところでございます。また、地域における環境教育の充実として、多様な体験の場や機会の充実を図ることが重要であり、関係者が連携し様々な活動を通じて、子どもたちはもとより、幅広い年齢層に対して普及・啓発活動を行うことも重要でございます。環境教育の充実を図ろうとする学校の取組について、教育委員会として支援してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○副議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長、私の質問の①について、この会議でこれまでに検討された内容と方向について伺いますということで、すいません、ちょっと私も聞き落とししたところもあって申し訳ないんですけども、これ方向性っていうのはこれまでこの森づくり町民会議というのはされてきたわけですね。というのは、この森林ビジョンの中です、3回まで討論されたのが載ってました。私もちゃんと読みました。それでいろんな意見が出てるんですけど、この意見の集約っていうんですか、これはどうなる、いろんな意見をそのときに委員さんはいて、ちゃんとこの森林ビジョンの中です、これ、森林ビジョンの中です、策定委員会の中に委員さんの名前からオブザーバーからみんな載ってます。そして会議は開かれてるわけですね。議事録がありましてですね。去年、おとしから始まって、ああ、すいません、議事録、これ策定委員会ですから、実際の委員会というのは実際開かれてます、委員になった方たちの。それでですね、せっかく1年、設立したのは去年の7月20・・・、もう1年経って、町長の今の説明の中の委員会で討議された方向性とか内容について、きちんとかうまとまってはまだないんですけども、これは一応町として事務局としてまとめはあるんでしょうか。それをちょっとまとめたことを伺いたいと思っています。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 森林ビジョン策定委員会の中で議論をして、それをまとめて森林ビジョンというお手元にあるものをつくらせていただきました。その中で方向性とか具体的にどういうことをするのかっていうのは、今お持ちの資料に書かれております。それ以外のことで、今後町民の皆さんに集まっていたら、町民会議ということで森づくりの大切さを普遍化していきたいというのが大きな流れだということであります。詳細は担当のほうからご説明させていただきます。

○副議長（青羽雄士君） 農政課参事。

○農政課参事（山田浩二君） 農政課の山田です。よろしくお願いたします。

会議につきましては、現在のところ今年度森林ビジョンの推進に必要な林業商社の立上げを今やっているところでございます。その設立のめどがたち次第、新年度につきまして設立して開催したいと考えております。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 今聞き取れなかったところがあって申し訳ありません。これを一応踏まえてですね、委員会の第3回までやってるんですけども、これを踏まえた上で町民会議でインドア設置何とかおっしゃったんですけど、すいません、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、もう実際に何をやるかっていう内容とその方向をもとにしてですね、この町民会議の委員会をもとにして、そしてスタートをしてるというふういことですか、今の説明では。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員、質問を終えたら、すぐに座ってください。まだ続くのかちょっとわからないので。

中川課長。

○農政課参事（中川博視君） 齊藤議員の今の再質問の部分をお答えいたします。森林ビジョンをつくるビジョンを見られてご質問されてると思うんですが、森林ビジョンをつくるために集まった森林ビジョン策定委員会の名簿は森林ビジョンのほうに載せてございます。ビジョンの中にそのほか森林町民会議をつくって進めたいというお話の部分に関しては申し訳ありません、先ほど町長がご説明したとおり、体制が整ってから進めていきたいと考えているということでございます。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 今の説明でどうしても納得いかないんですが。

○副議長（青羽雄士君） ①については3回目が終わっています。

○5 番（齊藤うめ子君） 今3回目の質問だと思ったんですけど。

○副議長（青羽雄士君） 3回目終わっています。②以降に進んでください。

○5 番（齊藤うめ子君） ②のことを伺います。フォレスターのような専門家ですよ、そういう方を育成するかっていうことを、私は質問させていただいてるんですけども、何か答弁の中であまりはっきりされなくて、地域おこし協力隊とかそれから道から専門家を養成したりしてるんですけども、このフォレスターっていうのは全国にありましてですね、道内だけでも154人いらっしゃるようです。で、今はもうちょっと増えているのか減っているのか、上限ちょっとわかりませんが、ただ森林がこれだけ重要視されているので増えている可能性はあるのかなというふうに思ってます。これ、要するにフォレスターっていうのは森林の総合管理士なので、こういう方を町民の中から養成していくということは、今後のね、森林っていうのは息が長いですから3代って言われています。100年以上どうしてもかかります。そういう中でやはり徐々にそういう育成していくということは、今後の森林を育成する森林ビジョンを実現するためには非常に大事なことだと思いますので、ぜひそれは検討してはいかかと思えます。何かどうしても私もよく理解できるかねてるのは、先ほど町長がCO2削減のためにこの森林を活用すると、森林がうまく働けばですね、そのCO2削減の大部分をカバーできるようなことをおっしゃってましたけれども、それはやり方次第かと思えますけれどもね、でも今の段階では、お話を聞いて伺っているところでは、そこまでまだ準備段階というふうなことで理解してよろしいでしょうか。私が今質問したようなことを、ぜひ今後検討していただいたらどうかなというふうに思っています。

○副議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ただいまのご質問ですが、先ほど町長が答弁させていただきましたように、フォレスターの部分につきましては、現状では地域おこし協力隊にひとつその任務を担っていただこうということで、これまで研修を重ねてきているということが一つ。それからもう一つは、

北海道から森林関係の専門家ということで山田参事を招聘させていただき、制度的なところは担いながら、現場とそれから研修その他ということについては、育成すると言うとおこがましい言い方ですが、協力隊の方には大いに研修を重ねていただいて、そのような任を担っていただけるように対応していきたい、そのように考えているということでございます。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） ③にいきます。森と緑の会というのが以前ありました。私もここに移住してきた頃、森と緑の会がありまして、もう欠かさず参加させていただきました。これはこのビジョンの中にもありますけれども、今後町民とともに森づくりを理解していただくためには、こうしてニセコ町の町内にどんな森があって、どんなところがあるかっていうことをやはり理解していただく、関心ある方はたくさんいると思うんですけれども、そういう機会をね、これから続けたらいいか、途中でばさっと、10年ぐらい前ですか、突然なくなりました。それで実は関係者に、どうしてこんないい企画をなくしたのかっていうことを伺いました。そしたら、町が予算をばっさり切っちゃったので、もうできなくなってしまったというお話でした。これは本当に改めてですね、この森林ビジョンを推進するためには、こういうまず町民にニセコ町の森、どんなところがあって、どういうところがあるっていうことをやっぱり知ってもらう、そういうことはすごく大切だと思っています。先ほど費用のこととか財政のこととかいろんなことをおっしゃったんですけれども、それはまだまだ検討する余地があるのではないかなというふうに私は思っています。お話によると、指導者の高齢化っていうこともちょっと耳にしてるんですけれども、それこそが今後のために、森づくりっていうのはもう本当に3代4代かかるものですから、次の世代の育成が大事だと思います。それこそ先ほどの質問でフォレスタの育成に予算を入れるとかいろんなことが考えられると思いますけれども、まず私は森と緑の会を再開してはどうか、名称はまたちょっと変わるかもしれませんが、そうしてはどうかというふうに思っています。町長その辺りのところをぜひ伺います。

○副議長（青羽雄士君） 農政課参事。

○農政課参事（山田浩二君） 齊藤議員の質問のとおり、町民の方々に森づくりの大切さを理解していただくことは、森林ビジョンを進める上で重要なことかと思っております。これに関しましては緑の会ということもあるんですけども、今回地域林業商社などの事業でも空間利用だとか森づくりの醸成、理解の醸成などを検討することになってますので、そちらのほうにはこの理念、趣旨を引き継いでそのようなものを開催したいと、そのように考えております。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 3 件目に入ります。

高齢者や交通弱者により優しいニコットバスの運用改善を。国から高齢者に対して、運転免許証の積極的な返上や運転を控えるようにとの勧告が出され、町内でも車の運転をやめる方々が増え続けています。そのため、今後ますます公共交通機関であるニコットバスの必要性が増してくるものと思われまます。一方で、利用者の中に利用しづらいと思っておられる方も少なからずおられます。同じ方向に向かうものであっても、申込みタイミングが僅かにずれたことで受付してくれなかったり、1 日によっては乗車が必要なきががあっても、終日予約済みで申込みができなかったりすると聞いています。これでは他に交通手段を持たない方は、通院や買物など生活に必要な外出ができないことにもなります。このことは早急に改善しなければやらないと考えています。町ではこれらの

状況を把握し、具体的な対応に取り組んでいるのか、町長に伺います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） にこっとバスの運行は予約方式によるデマンド交通サービス事業として、道路運送法に基づき、北海道運輸局・国土交通省の許可を得てニセコバス株式会社が事業を実施しており、予約のない方への弾力的な対応は原則できないということになっております。これまでのまちづくり懇談会においても、予約者と同じ会合に参加している人が同じ方向に帰るので乗車させてほしい旨の要望をいただいておりますので、例えば乗車場所と降車場所が予約者と同一の場合など、こういった一定のルールによって予約対応することができないかどうか、事業主体であるニセコバスと協議を進め、可能であればそういった柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） このバスの問題はですね、実は前にも質問してたと思うんですけども、町長はそれをできるだけにこっとバスさんのことをニセコバスさんに話して、善処するという回答をおっしゃってました、ここで。ところが現実にはなかなかそうはいってないわけですね。今町内を走る地域公共交通といったらにこっとバス、デマンドバスしかありませんのでね。このままの状態だと本当に大変なことになるのではないかなというふうに思っています。現在、前からもそうですけれども、1台9人乗りの車に、運転者が入っているのかな、平均が1.5人ですよ。これこそもったいないです。CO2削減には適さないのではないかなというふうに思っています。それでですね、ニセコバスさんの運用の係の方に私も直接問合せのお電話をしました。そしたら、いややりますよって、申込みをしてないけれども、そういう人がいたら載せてますよっておっしゃったんですけど、いやこの間乗れなかった人がいらっしやったようですよって言ったら、そのドライバーさんの考えでいいよっていう人と、それからそうでないよっていう人とバラバラのようなんです。ちゃんとオペレーターに申し込むのが原則にはなってます。でも、そういう急なときは、ドライバーさんはちゃんと無線機を持っていて連絡とれるようになってるそうです。そのドライバーさんによって受け付ける人と受け付けない人として、そしてまた町のほうからそういう指示はなかったのでしょうかっていうことを申し上げたら、いやそれは聞いておりません、町からはそういう場合はどうしたらいいかっていう相談も受けてないということでした。おひとりの担当者の方ですのでね、もうちょっと詳しく調べる必要があるかと思っておりますけれども、ただ乗れなかった人にとっては非常に悔しい思いもあるでしょうし、やはりこのにこっとバス、先ほど申し上げたようにニセコ町の地域公共交通、非常に重要性が増してくると思うんです。福井では助け合い交通とかいろんなサイドでやっぱりされてますけれども、これドライバーさんとかオペレーターさんの対応によって、まだばらつきがあるようなんですけれども、町とニセコバスさんとその辺のところを調整というかお話し合いをされたんでしょうか、されたことあるんでしょうか。ニセコバスさんはされたこと、それは聞いてないよっておっしゃってるんですけども。これは何とか改善、一歩でも改善できないかなというふうに思っています。それでバスを申し込んでも断られて、そして忘れもしない、その方亡くなったんですけど、1月3日、ニセコ町の町から家まで9キロ歩いた、80代の方ですよ。もう本当にしんどかったってそんな話ばかりされてました。それで私の個人的なことですが、夜・夕方だとか道路歩いている方を見かけたときは、本当によくいるんですけど声かけてます。私も6回ぐらい声をかけたら、ニセコ高校の生徒さんだったり、1人は昆布までずっと行かれる方だったり、国道5号

線を歩いてるんですよ、夕方。それとか板谷の奥のところ、そこは片道で2時間40分かかるそうです。雨降りでした。そんなときに傘差している人、誰だかわからないんですけども、勇気出して車戻って声かけたら、たまたま町内会の方だったので、載せてお送りしたいんですけども、それこそ助け合い交通は大事なんですけど、全く知らない人の場合はすごく怖いんですね、何かあったらどうしよう、でもやってきました。で、何も問題はないんですけども、そういうことをしなければ片道2時間とか3時間近くかかって、しかも冬のみぞれのときとか11月とか、そういうときに歩いてらっしゃるんですね。だからこれは現実問題として、もっともっと検討していく必要があると私は思ってます。町長、デマンドバスのニセコバスさんと話し合うとか、これから予定はないでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問ですけども、企画のほうで担当しておりますけども、ニセコバスさんとは常日頃打合せは実施しているところでございます。過去にこのようなお話があったということもお聞きしてるんですけども、そのときには基本的にはお断りしてるということをお聞きしました。先日、責任ある者にも担当係長から通して、今回の件についてお伺いしたいんですけども、予約のない方については国交省の申請に対して懸念があるということで、お引受けすることは簡単にはできないという回答でございました。先ほど斉藤議員からドライバーによって載せたり載せなかったりしてるのがあるとお聞きしたので、これについては後日ニセコバスさんと申し入れほうをしていきたいというふうに思ってます。ただ、町長から答弁あったとおり今回打合せの中で、同じ会合に出席していた場合、同じ場所に降りる場合であれば、何とかオペレーターと乗務員のほうに周知すれば可能性があるということなので、この件についてはもう少し詰めていきたいなというふうに思ってます。乗務員も2人3人で対応してるということではなかったようです。たくさんの乗務員が入替わりでデマンドバスを運転しているということも今回承知しておりますので、ニセコの町をしっかりとわかってない乗務員も今後出てくるというようなことも予想されますので、ただいまの弾力的な対応については、一定のルールをきちとうちとニセコバスで決めていきたいと思ってます。

○副議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 重ねて申し上げますけれども、やはりこれを利用される方は車のない方、そして免許証を返上してしまった高齢者、もう弱者なんですよ。そういう方に対して、やっぱりできるだけどうしたらそういう方たちの交通、足を、これ本当に重要なことなので、町の将来にも関わってくることだと私は思ってますから、もっと真剣に、もっと人にやさしい、弱者に優しい思いやりのある施策をもう一度検討し直してみたいかと思っておりますけれども、町長いかがですか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） このデマンドバスはタクシーとは全く違うんですよ。そのことの周知を私どももう少ししたいと思えます。この時間にこういうことで予約したのに何で遅れるんだとか、よその人を乗せていて遅くなってどうしてくれるんだっていうことも当然あるわけですので、やはり相互扶助で助け合う交通だと、時間どおり走るタクシーではないですよ、多少ゆとりある枠でお願いしますっていう周知も私たちはできるだけしていきたいと思っております。斉藤議員は今そういうふうにおっしゃいましたけど、当初は時間どおりじゃないということでだいぶん私も斉藤議員から怒られた記憶があります。そこはタクシーとは違うんだと、みんなで譲り合って利用するバス、

どこだって意識があれば、もう少し 2 人、3 人と乗車率も高まるんじゃないかというふうに思います。その啓発は私ども足りないと言われればそのとおりかもしれませんので、今後できるだけ皆さんが助け合うんですよという前提で周知活動も行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 次に、小松弘幸君。

○7 番（小松弘幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、桜丘公園についてご質問いたします。町内には、都市公園として花の名所桜ヶ丘公園があります。淡いピンクのカタクリや青紫に染まるエゾエンゴサクなどの群生地として、早春を彩る可憐な花々が斜面を埋め尽くし、多くの観光客が訪れています。散策路はウッドチップが敷き詰められ歩きやすく、テーブルとベンチが置かれ、ひと休みもできます。4 月下旬から 5 月中旬にかけては、多くの方が散策に来られますが、この時期が過ぎると訪れる方もめっきり少なくなります。グリーンシーズンも町民をはじめ多くの方が散策路を利用し、自然観察や癒やしの森としてゆったり森林浴されピクニックやハイキングコースとして楽しめる公園になってほしいものです。現行は一部植樹をされていますが、斜面には立ち枯れ木や老木も見受けられます。また、積雪や風雨によって折れた木の枝や枯れ枝の残滓もあります。持続可能な公園として長期的に維持するには、自然に親しんで利用しながら自然の大切さを実感するような自然との共生を目指し、将来を見据えた管理と整備が必要です。そこで、桜ヶ丘公園について基本的な計画を定め、公園の保全と適正な管理、遊歩道の延長など、さらに充実した公園造成を行うことができないか、これについて伺います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 桜ヶ丘公園の歴史は古く、明治時代に入植をした住民の方がこの傾斜地に狩太公園を造成したということで始まり、今ではニセコ町民の憩いの場となっております。町の誇る観光スポットとして、多くの観光客が訪れる名所ともなっているものと思います。公園の維持管理につきましては、毎年委託業務として適切に管理しているものと考えております。遊歩道を含む公園の新たな整備につきましては、現在農村公園、ちびっこ広場の整備や他の公園整備なども合わせて、今後有利な財源や優先順位を決めて検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○副議長（青羽雄士君） 小松議員。

○7 番（小松弘幸君） この公園はですね、昭和 29 年に狩太公園造成計画が町により進められ、公園化が実現されました。今の中央団地 4 号棟のところにもふ卵場があり、その東側が公園の入り口となっています。少し上ると子どもたちはザリガニ取りを楽しみ、西側の中腹にはトイレが設置され、小高い丘に向かって石階段を上ると東屋がありました。冬季になるとふ卵場の裏側は立ち木も少なく、スキー場として夜には照明がついて、ナイトスキーも楽しむことができます。現在は自然に自生した木々が生い茂り、手つかずで荒れた状況となっています。この斜面の荒廃をなくし、森を若返らせ、再生に向けて取り組むことが大切です。また、町民にとって訪れやすく、親しみの持てる自然環境にするべきです。これについてお聞きします。

○副議長（青羽雄士君） 都市建設課参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 平成 28 年までは草刈りしか行っていなかったのですが、平成 29 年度から予算化されまして、桜ヶ丘公園の維持作業をされている皆様には非常にご尽力をいただき

まして、散策路にウッドチップを敷いているほか、歩道橋の補修、あとは倒木や外来種の植物の撤去も少しずつですが行っております。令和3年度には樹木調査も行っておりますので、それをもとに今後もよりよい自然環境ができるように努力していきたいと思っております。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） この桜ヶ丘はですね、明治末期まで有島農場の一部でしたが、農場主の有島武郎は忠魂碑建設に理解を示して、その付近一帯を町に寄附されました。その数年後、町民有志が周辺の公園化を計画し、寄贈された桜などの庭木を植林したんですが、管理や手入れが不十分で半分以上は枯れたそうです。公園の夢が絶たれ、戦後しばらく放置状態が続きました。公園化後、経過とともに老朽化した建物を処分し、昭和43年に有島第2農場から有島農場開放記念碑が第移設されております。昭和45年から再び遊歩道の整備や桜の補植などが行われ、現在に至っています。このような歴史背景があつての公園です。景観や自然環境に配慮し、訪れた皆さんにこの公園の概要や歴史が分かる説明看板等の設置を検討できないか伺います。

○副議長（青羽雄士君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 次世代に桜ヶ丘公園の歴史を伝えることは大切なことだと思いますので、看板にかかる費用等を調べさせていただきまして、設置の検討をさせていただきたいと思っております。

○副議長（青羽雄士君） 次に、高木直良君。

○8番（高木直良君） 通告に従いまして、3件質問させていただきます。

最初に、JR並行在来線山線バス転換について伺います。3月27日、片山町長を含む沿線首長の「バス転換同意」の判断の結果、1903年以来の函館本線山線140キロメートルの歴史に幕がおろされようとしています。今後の「バス転換」の具体化に伴う課題に関して、以下質問をさせていただきます。

①町長は「バス転換」容認の理由や経緯、「バス転換」具体化に向けての今後の取組等の構想を、町民に直接報告を行う意思があるかどうか伺います。

②「バス転換」の具体化案の作成に関する責任者、課題、案作成過程における情報公開や住民意見、要望の反映の手法をどのように考えられているか伺います。

③倶知安町長は「バス転換の前倒し実施」を沿線首長に呼びかけていると報道されていますが、片山町長はいつどのような場で、こういう呼びかけを受けていたか。また、これに関して今現在どのように考えているか、受け止めているかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1点目のご質問ですが、バス転換を判断した経緯や今後のバス転換構想につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会において、バス運行計画のたたき台素案というものが今後できると思っておりますので、その素案ができた段階で皆さんと意見交換をさせていただければと考えております。

次に2点目のご質問のバス運行に係る計画素案については、これまで鉄道を利用してきた住民の皆さんの利便性と持続可能な地域公共交通の運営というのが大変重要であり、今後バス事業者との協議を踏まえ、北海道新幹線並行在来線対策協議会において決定していくものというふうに考えております。協議内容につきましては、これまでも事務局である北海道において情報公開しているところであり、たたき台となる素案が作成された段階で町民皆様の意見交換を開催していきたいと考

えております。なお、計画案の作成責任者につきましては、本北海道新幹線並行在来線対策協議会の会長の北海道知事と沿線自治体の首長にあるものと考えているところでございます。

3点目のバス転換の前倒し方針につきましては、令和4年3月27日開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会第13回後志ブロック会議の場において発言がございました。バス転換による運行は赤字が見込まれており、北海道及び沿線自治体の費用負担など財政上の課題も残されているところでございます。今後前倒しにつきましてはJR北海道やバス会社と北海道の議論の動向を注視して、協議していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ①の回答に関してお尋ねいたします。素案ができるまでは対応するという答えではなかったと思います。私はその前のバス転換に、苦渋の選択という言葉もありますけれども、そのように判断された理由とか経緯については一度全員協議会で簡単な文書ですが読み上げられました。しかし、町民に対しての直接の説明は行われておりません。いくつかの沿線自治体ではですね、この最終判断する前の段階で、自治体の中で地域に分けて住民に直接こういう考えだという説明をされた自治体もたくさんございます。そういう意味では、ニセコ町が最終判断に至った経緯は直接は住民の方にされてません。ですからその問題と、それから素案ができるのを待つということでもありますけれども、そうではなくて今現在町長として、例えばどんな課題が検討されなきゃいけないのか、そういった問題意識ですね、これは先ほどもお話ありましたけれども、非常に地域に大きな影響を及ぼす、そういう重大な判断だったというふうに思います。その上で、これからのバス転換が具体的に実行するとすると、どのようにすべきかという課題もたくさんあるんじゃないかと思うんですね。その点も含めて、やはり町長の認識を直接まず最初の段階として伝えていくと。その場でいろんな意見が出るかもしれません。そういったものが今後の素案提示の後の議論に役立つものだと。それがなければ素案が提示されても、それをどう町長として判断するか、地域の状況を踏まえた適切な判断が必ずしもできなくなるんじゃないかという危惧を持ちます。そうした意味で、できるだけ早い時期に今申し上げた直接住民への説明をする場を設けるべきだと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） バス転換にするとということで意思決定されて、これはニセコ町だけで解決できる問題ではありませんので、全体の合意形成の中で進んでいることというふうに理解をしています。その上で皆さんと意見交換するときに、一定程度のたたき台といいますか、何もない中で議論しても進みませんので、そこはある程度見えてきて、柔軟に変更できる段階のたたき台が出ると、皆さんと率直により深い議論が、ディスカッションができると思っております。現在幹事会のほうで素案づくりを進めておりますので、これらの第1回目のたたき台が出た段階で、今こんなような動きがあるんですけどどうですかということで意見交換をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今柔軟なというような言葉も出たと思うんですけども、実はブロック会議の中でバス転換の場合の収支予測をされています。そうしたときの前提条件というのがご承知のように示されています。それを見る限りでは、バス転換の起点・終点、これは本来であれば鉄路のように全部つながっていればいいわけです。それはダイヤ編成もありますけれども、そういったもの

からバス転換した場合にはいくつかブロックを切っているんですよね。例えば黒松内から小樽まで行けるかという点と倶知安までしか想定していない。そのあと乗り継がなくてはいけないんです、ニセコか倶知安で乗り継ぐというようなモデリングみたいなものが出されています。この中に、例えば停留所などは現在のバス停を基本とするっていうふうに書いてあるんです。こういった資料が出されています。今後素案が出ることは出ると思いますけれども、素案がこれを大きく変えるっていうことはちょっと想定できないんです。例えば黒松内から小樽まで一気通貫のバス路線になるのか、あるいはバス停も非常に弾力的にですね、現行のバス停ではなく、もっと工夫されたものになるのかどうか。そういったことが出るというのが、ちょっと今考えにくいんです。ですからここで示されてる問題がこうですよということも含めて、その上でこれに対するご意見がいろいろ出てくるのではないかと思います。ですから素案を待つっていうのは、ちょっとのんびりしているんじゃないかなというふうに思います。できるだけ早めにきちっと情報を開示し説明していただきたい。そういう場をぜひ設けていただきたいと思います。これに関していかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 住民の皆さんに集まっていただいているいろいろディスカッションする中で、今現在高木議員が見ておられるもので、皆さんどうですかって言っても、具体的な意見ってほとんど出てこないと思います。逆にたたき台が見えたほうが具体的な意見を出て、その計画に反映できるというふうに思いますので、粗々の素案というのはやっぱり必要ではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ②の再質問です。この具体化についての先ほどの回答、それで責任についての回答がございまして、協議会が続けて責任を持っていくと。協議会から回答がありましたように、道知事が座長で、そのほかの構成メンバーは従来どおり各沿線首長ということで、その責任というふうにお答えがあったと思うんですが、私が思いますのは先ほど示した資料もそうなんですけれども、これ各首長の責任といっても、それぞれの首長の方は自分の町を中心に考えると思います。そういう中で本当に全体の合意、着地点をどのように、いろいろ利害調整を含めて行うのかというのは極めて難しく、そして時間のかかる作業ではないかなと思います。そうした場合には、それを取りまとめる主な構成メンバーっていう点では対等だと思いますけれども、しかし全体を見通した計画素案の作り方についてもですね、やはり北海道、道の責任というのは非常に大きいんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） この新幹線札幌延伸ということになって現在動いていて、この並行在来線をどうするかというのは、当然広域政府としての北海道が事務局を担って全体を取りまとめて、北海道としてどういう決めるのかということに進んできましたので、当然北海道としての役割は大変重要だというふうに思います。ただ我々も沿線自治体として地域住民の足を守るという責任もありますので、そこは同じように我々自治体の長も同様の責任を有しているというふうに考えているところでございます。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お答えがありましたように、当然沿線自治体の各首長の責任がある、それは明らかです。しかしですね、私が道に大きな責任があるんじゃないかといった趣旨の中には、

財政の裏づけも含めて、これはぜひ道がきちっとした責任ある対応というのを最後まで行っていただきたいという思いがあるわけです。構成メンバーは確かにそれぞれ対等で、道が決めることが絶対であるというふうには思いません。そうではなくて、逆に先ほど言いましたように町民、今まで在来線を使っている方、今後バス転換に依存せざるを得ない住民の方たちの考え方が基本にあって、それを首長さんが体感されて反映していくと。その上で最終的にはその費用負担などを含めて、バス事業者をどう説得するかとか、バス事業者との交渉窓口になるとかっていうのはそれぞれじゃなくて道ですよ。並行在来線を経営分離するときに、片山町長も含めて同意の判を押したんです。それを求めたのは道です。北海道知事です。それぞれの沿線のところに乗り込んで行って、札幌延伸工事の前提として判を押ささいと。私の印象では無理矢理押させたような感じがするんですね。確かに新幹線を延伸したいという要望を出してたと思いますけれども、同時に同意を進めたのは道です。ですから私は最後まで北海道の責任というのは重いし、それは沿線首長の方も絶対主張していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでの函館への延伸の場合も残された並行在来線の問題につきましても、道も相当額、経費の8割だと思えますが負担をして進めているということでもありますので、当然財政的にも道の支援というのは不可欠だというふうに考えております。現在、北海道においてJRは赤字なわけでありまして。この路線は離しますので、廃止することによってかかる経費、あるいは廃止することによってJRが負担する経費、楽になる経費は当然あるのかもしれませんが、その辺の交渉を北海道が進めておりますし、バス転換にあたっては現在バス事業者と北海道が様々な交渉しておりますので、これらの議論の動向にも注意し、できるだけ我々、住民の皆さんに負担がいかないように、そこは慎重に配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ③の再質問に移ります。先ほど紹介ありましたように、倶知安町がバス転換の前倒しと。要するに廃線を前倒しするということです。報じられている理由として、新駅をつくる、あるいは新駅の周辺の町としての再開発事業、このためには現駅舎の存在がちょっと邪魔で支障になるとか、あるいは線路自体が支障になるとか、あるいは信号施設を移設しなくちゃいけない、その費用が大変であるとか、そういったことを私は報道を通じて知りましたが、そういった倶知安町の事情を沿線自治体として了とするのかどうかということ、非常に大変な問題だと思っております。当初からこの協議会の中の議論は、30年に予定している札幌延伸、そして開業までは在来線は続くと、存続するんだっていう前提で協議してるんですよ。ところが昨年、結論が出そうな状況になって初めて、そういった前倒しを打ち出すというのは、極めて私は理不尽だし一方的だっていうふうに思うんですね。確かに倶知安町の新駅あるいは新駅周辺の工事に伴って、物理的に支障であるということが理解できないわけではありません。しかし、そのことの影響は非常に大きい。私は30年まで、最低でも財産の存続と鉄路そのものの撤去には反対する意見を持っております。やはり今後30年までの間にいろいろありうると思うんですけれども、例えばその一部を観光路線として、いろんな担い手の問題はありますけれども、そういう可能性が出ないとも限りません。そのときに鉄路がなくなるといえることになれば、その可能性も取り払われてしまう、全然検討できない。それからバス転換の場合も、BRTっていう手法を取り入れる可能性もないとは言えま

せん。つまり、在来の鉄路を舗装するなりして、そこにバスが走るっていうことは、震災の後の東北で行われている実績があるわけです。ですから、バス転換にしてもいろいろ考えるということになっても、倶知安が言うように前倒しでやって鉄路はもうないということになってしまえば、その可能性も閉ざされるということになりかねません。その意味で私は同意すべきではないと、前倒しについて同意すべきではないと考えますので、ぜひその考えについてお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今、倶知安駅、駅前広場含めてどういう駅をつくるかという検討を進めていると。その中で支障というか、鉄路を残すかどうかと、それがいつかということによって、二重投資だとか様々な問題が生じてくるというのが大きな要因かというふうに思います。現在、鉄道自体が年間24億近い、毎年そういったプラスといいますかね、赤字を計上している状態で、それを早めることは全体の経費としては圧縮する可能性も一方ではあるわけでありまして、この鉄道廃止で、全体の財政的な枠組みがどうなっていくかということも、やっぱり慎重に見ていく必要があるんじゃないかと思います。ただ倶知安町長さんがおっしゃるとおり、二重の投資になって、また多額のお金がかかることは避けたいっていうことは、現実的に効率的で効果的な事業を進めるという点では大変重要なことだと思っておりますので、こういった全体の推移というものを注視しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 全体の状況を見て判断という話で、前倒しに反対という意見ではないということはわかりました。ただやはり、そのことの影響は非常に大きいということですね。倶知安からすれば二重投資を避けたいということかもしれないけれども、様々なその工事手法の工夫というのは、私は検討の余地があるというふうに考えております。そういったことで、ぜひとも軽々に前倒しということの判断にならないように、ぜひとも考えていただきたいし、そうすべきだというふうに考えておりますので、そこを本当に慎重に検討するということについて、改めて確認したいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この件に関しましては、具体的なものが正直言ってまだ見えてない段階です。もう少し財政的な負担であるとか、実際に何年でどういうことが行われる予定なのかとか、そういうことの全体を見て判断する必要があるというふうに思います。現在JR北海道から、全くの意向ですけど、各自治体に鉄道、あるいは駅について譲渡っていいですかね、受ける考えがあるかというような調査が各自治体に行われております。これも聞き及ぶところ、各自治体まちまちの考え方があります。ただ鉄道自体は大変価値あるものだというふうに考えておりますので、こういったものの将来的な利用も含めて、総合的に判断をしてまいりたいと考えておりますし、こういったものが具体的になれば、また議会の皆さんにも情報提供しながら意見交換をさせてもらえばと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○8番（高木直良君） 2件目であります。

集落地の浄化槽排水処理について伺います。近年、ニセコ町内での事業者によるコンドミニアム等の大型開発のみならず、個人住宅の新築が増えておりますけれども、これに伴う浄化槽排水処理の全体像に関連して、以下質問させていただきます。

①合併浄化槽及び単独浄化槽の排水処理の現状に関する課題には、どのようなものがあると認識されているでしょうか。

②ニセコ町は取水に関する規制等の条例を制定し運用しておりますけれども、排水処理に関する条例も整備すべきであると考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1点目の最初のご質問ですが、合併浄化槽や単独浄化槽を含む排水処理の現状や課題につきましては、浄化槽の申請時において相談があり、新規の設置においては合併浄化槽を設置することとなっており、単独浄化槽を設置することは制度上できないということになってございます。しかし、単独浄化槽は汲み取りや簡易水洗トイレ同様、家庭の台所や風呂などから出る汚水が河川に流れ込み、河川を汚濁する可能性が高いため、町としては極力合併浄化槽への切替えを推奨していきたいと考えております。

2点目のご質問ですが、排水処理に関する条例については河川法・浄化槽法・水質汚濁防止法・土壤汚染対策法などの関係法令に基づき規制していることから、現段階において町独自の条例については考えていないという状況でございます。しかし、よりよい水環境を守るための必要な事項があれば、今後検討してまいりたいと考えております。今後とも浄化槽などを含む排水処理について、適切に指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 1点目について再質問させていただきます。私が事前に担当部署からお聞きした数字ですけれども、ニセコ町には単独浄化槽が199か所、合併浄化槽が859か所、合計1,058か所とお聞きしております。この浄化槽からそれぞれ排出される処理水、処理方法が不明なもの、これもデータがあるってお聞きしましたけれども、約1,000か所のほぼ30%に及んでおります。地下浸透してるのか、あるいは排水管で排水してるのか、そのことが不明なものが約3割ということであります。そして浄化槽は先ほどいろいろな法律があり、その法律にのっとって日頃のメンテナンスということで保守点検や清掃をやっていただいている事業者さんがいらっしゃいますので、そういうことをやっていただいています。同時に法律によって法定検査も受けなければいけないということになっております。したがって、お尋ねしたいのは、こうした良好な管理、あるいは実質的な水質検査、こういったものが非常に大事なわけですけれども、今現在、全体の中でこの法定検査を受けていると、あるいは結果が報じられ報告されているというのは、全体のどのぐらいの割合かお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 件数につきましては、先ほど高木議員のほうからお話のあったとおり1,000件近くとなっております。浄化槽協会のほうから情報を提供していただけて、昨日確認したんですけども、法定点検の実施割合につきましては、令和3年度で75.9%が実施、未実施が24.1%。未実施の理由につきましては拒否が76.7%、留守が2.8%、不明が3.9%、休止が3.9%、その他12%ということの理由になっております。拒否の中身なんですけれども、それはちょっと情報的にはないんですが、中身としましては自分でちゃんと管理しているので必要ないというのと、点検1回につき8,000円ほどの手数料がかかるので、それを払いたくないっていう方も中にはいるかと思っておりますけれども、そういうような状況となっております。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 76%ぐらいですか、点検はされてるということではありますが、こうした点検の結果、合格といいますか、適正になっているかどうかが問題だっているふうに思うんですね。点検をして、それが例えばBODが20とか、そういう基準数値を満たしているのかどうかという問題があると思います。それは今報告がなかったんですけども、いずれにしても浄化槽の適正な機能の維持とか、あるいはメンテナンス、こういったことが非常に重要でありますので、これを受けてやっていただいている事業者さんと、町が今行っておりますのは町民生活課でありますけれども、その担当部署と連携をしていくと。法定点検の問題も含めて、連携しながら取り組むことが極めて重要だというふうに思っております。行政側と事業者さんの情報の共有などが非常に大切だと思いますので、今どのような共有の状態にあるのか、あるいは今後さらに効率的に、あるいは正確に状況を把握するためのデジタル化も含めまして、どのような方向を目指しているか。私は統合型GIS、これ一部で町が取り入れておりますけれども、こういったJISなども含めて、総合的に現状を把握していく、そして対策も事業者さんと共有しながら進めていくということが非常に大事だというふうに考えております。その情報の中には地下浸透が全体の3割ぐらいで、あとは配水管で処理しているということも、町の資料からは分かるわけですけども、そういった浸透が本当にその地域として適切なのか、あるいは排水管の流末がどうなってるかなどの情報も含めて、ぜひとも情報の共有をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） まず現在、ニセコ町で管理する台帳についての説明をしたいと思っております。台帳につきましては紙ベースがありまして、それとそれに基づいてエクセルで台帳をつくっております。今後におきましては、設置されている浄化槽の適切な管理のためには、保守点検等を行っている事業者と点検結果のデータの取り込みができるような、連携できるシステムの導入が必要になってくるのかなと思っております。簡易的に無料の台帳のシステムっていうのがあるんですけども、それは連携ができるかっていうもんじゃなくて、自分で入力をするっていうかたちになるので、現在浄化槽協会からはペーパーでどんどこう結果が来るので、それを入力するとなると1,000件ぐらいの入力になるので、ちょっとそれは現実的じゃないかなと思っております。ですから、そのような連携できるシステムがあれば、導入を検討していく必要があるのかなと思っております。台帳については以上です。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この浄化槽の法定点検、私は本当に問題だと実は思っています、適正な委託事業者の方がおられて、その事業者さんがしっかりやっていただいて、なおかつ8,000円なり、あるいは最初の場合は1万4,000円ぐらいだと思いますがかるわけですね。なぜ二重に管理費がかかるのかということは、北海道の合併浄化槽の協議会のほうでも実は問題にしておりまして、環境省に対しては再三、国に行くたびに申入れを行っています。国の言い分としては、どんなに民間の方がやっていただいても、日本全体を見るとクリアしていないところも、浄化槽協会の法定点検によって分かる場合もあるので、やっぱり廃止できないって言うてるのですが、本当にそうなのかと。ニセコ町の場合は、本当にきちっとやっていただける委託事業者さんがおられますので、そこに地方分権して、その法定点検の事務を市町村に任せいただければ、私たちがその委託事業者さんをお願いをして、そこで二重の経費が発生しないようなかたちで適正に管理できるし、我々が全体の汚れ度といいますかね、法定点検的な点検を全部把握できますと。それによって地域の環境が

よくなるということは、再三申出、このたびの中央要請でも環境省に対してそういう要請を行ってきたところであります。この二重の関係につきましては、何とかもう少し努力をして一本化するということで進めたいと思います。地下浸透自体もきちっと管理していただいている方がいいんですが、地下に入ってしまうばなかなかわからない部分あります。環境全体の土質を高める意味では、ある程度表に出すような仕組みであるとか、その辺は我々も懸念を持っていますので、今後国や北海道、あるいは環境省との協議を進めるとともに、ニセコ町自体も先ほどおっしゃったようにGISをいろいろ活用したいと考えておりますので、見える化ができるような、そういうことも今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2点目の再質問に移ります。先ほど関係法令がいくつかあって、町独自にこの排水に関する条例をつくるかどうかについては明言がございました。ニセコ町の第4次総合計画の方針2「空気と水と大地を大切にします」の項目では、下水道施設整備の拡充と合併処理浄化槽設置整備事業の推進というものが掲げられております。これは実施を進めてきていると思います。しかし、昨年6月に第11回ニセコ町水資源保全審議会が行われて、この中で前半は取水に関連する水環境の問題が審議されておりましたが、後半の部分で取水とセットで排水の在り方もこの条例の目指すところというふうに発言がございまして、健全な水循環は重要なテーマであるため、そちらもあわせてご検討いただくということで、事務局に対して真贋といいますか、提案がされております。この浄化槽については、厚労省などがいろいろな手引きとか、あるいは地方自治体としてもガイドラインをつくるとか、周知徹底を図るために頑張っていると思います。浄化槽の機能そのものは技術が日進月歩ということで、だんだん高度化していくと。だから新しく入れる際にはそれを紹介しながら、負担が伴いますけれども、何とか機能のいいものをできるだけ入れていただくというようなことが必要になってまいります。そういう意味では法律を満たしているだけではなくて、さらに高度なもの、例えば一般家庭の方は難しいと思うんですけども、大きなレストランだったりコンドミニアムだったり、事業者ですね、事業者がかなり大きな浄化槽を設置する際には、より高度に処理ができる機能の高いものを導入してもらおうといったようなことが求められると思うんですね。そういう意味では条例にするのがいいのか、あるいは指導要綱みたいなものをやるのかは別として、私は何らかのこの排水に関してきちっとした指導をすべき基準として、あるいは内外に周知するための条例なり要綱を定めるということが大事ではないかというふうに思います。水資源の保全条例と同じとは言いませんけども、水資源のほうはそれを条例に反するような行為があった場合は、何らかのペナルティといいますか、指導なり公表なりをすることがうたわられています。この排水についても同じようにするかどうかは別ですけども、より厳しくするものは厳しくする、誘導するものは誘導するっていう要綱なり条例が私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 技術的なところもちよっとありますので、私のほうでお答えしたいと思います。そもそも浄化槽は昭和58年に浄化槽法が制定されて、これまでいろいろやってきた経緯があります。その中で特に単独浄化槽については、平成13年の4月1日から合併浄化槽を設置しなさいよっていう決まりが定まりました。そのほかに平成18年に、さらにこの浄化槽に出てくる水質をよりきちっと維持管理しなさいよっていう法律も改正されておまして、この中でかなり

強化が図られているかなというふうにまず思ってます。今、後志管内全体で浄化槽のこの条例を独自でつくっているところがあるのかどうかっていうのも、後志振興局のほうにお尋ねをしたんですけど、現在ないと。北海道のほうも独自条例自体、今ないと。なぜないかといいますと、この北海道浄化槽事務ガイドブックってあるんですけど、この中にかなり詳細にいろんなことが示されていて、結構厳しく浄化槽のことを書かれています。我々も都市建設課の窓口において浄化槽の申請があったときに、中身を見させてもらってます。特に放流先、側溝に流すのか河川に流すのか、また浸透槽として地下浸透するのか、この辺もかなり前段で見てチェックしております。さらにその中身については、チェックする最後の機関は北海道になるんですけども、まずうちの窓口でその辺はしっかり見させていただいてということもあって、あとは建築基準法解説っていうのがありまして、それぞれ建物用途とか、規模、面積、あとその使う人の内容によっても、かなりVODっていう、いわゆるその汚水の取水っていうのがあるんですけども、それも厳しくされているのと、先ほど言った平成18年の2月に制定した内容では、VODが20mg/l以下とか、その汚れの指数自体が90%以上必ず除去するとか厳しくなっているので、かなりその辺は問題ないかなというふうに思っているものですから、独自条例まで今つくるのは、というふうに思ってます。ただこれまでも大規模開発とか大きい事業者については、河川の状況とかいろんなことを見て公道処理を含めてお願いをしてきてるっていうところもあるので、まずはそこからいろいろ指導していきたいというふうに思ってます。

○8番（高木直良君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 確かに北海道も各都道府県なども、独自にそういうガイドブックをつくって指導をしている。それから建築基準法はもちろん、そういう法律で定めてるものは当然指導すると思います。しかしその上で、近年開発ラッシュが続いてきて、これがやはり沿川といいますか、住民にとって、農業者だったり、あるいは希少生物について何とか回復したいと頑張っている団体の方たち、その方たちたちからすると、先ほど言ったVODが20とか半分の10ですよとか数字でクリアしていますからって言っても、それに対するさらなる危惧っていうのはあるわけですね。数字でわからないような希少生物の産卵だとか、そういうことに関して非常に敏感にもっと厳しい処理をしてほしいという要望が出されることもあると思うんです。そういう意味で、ニセコ町ならではのガイドラインにしてもいいと思いますけれども、より適切な指導というものができるように、一定の取りまとめをする必要があると考えております。また、私はそういった個別の事業に対して個別の管理、ここには限界があるというふうに思ってます。これは地域全体の開発にも関わることでありますけれども、全体として総量規制的な発想も含めて、この水質は開発の圧力のかなりの影響があるんだという意味での開発全体、地域全体に対する総量規制を検討すべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 私の一存でここですぐ整備するっていうのはなかなかお答えをすることは難しいんですが、今おっしゃった部分については我々も危惧してる部分たくさんあるので、いろいろ申請段階でしっかりとその辺見ていきたいと思うし、今後について近隣町村を含めまして、みんなでこの辺についていろいろ検討して、そういうものをつくらなきゃいけないということであれば、また他町村を含めていろいろと検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私どものニセコ町環境基本計画自体も水環境のまちというのを標榜しております、これまでも個別の規模の大きなものについては、高度処理をお願いしたり、ビオトープをお願いしたり、あるいは排水温度が生態系に影響するということで、緩衝的なため池的なもので温度を落とすとか、いろいろなお願いをしておりますが、全体的なものとして、現在の法律をさらに上乘せ規制するのは相当リスクが高いですし、違法性を問われるということでもありますので、こういったものがニセコ町にとっては望ましいというような、例えば推奨するとか、そういう意味での指導要綱、あるいはガイドラインに加えるということは必要ではないかというふうに思っておりますので、今いろいろなガイドライン含めて検討中の中で、どこまで入れ込めるか検討させていただきたいというふうに思います。また、総量規制というのは大変難しい問題でありますけど、全体の中でのことで、今後環境の各委員会もありますので、その中で望ましいニセコの基本の在り方ということで、議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○8番（高木直良君） 3件目の質問であります。札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致への対応について。2030年冬季オリンピック・パラリンピック開催地として札幌市が招致活動を展開しており、その開催概要案にはアルペン競技会場として「ニセコエリア」が予定されております。町長は関係会議にも参加していると聞きますけれども、以下質問させていただきます。

①札幌市が2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致を表明していた2018年、ニセコ町は平昌オリンピックを職員らと現地視察するなど、アルペン競技をニセコ会場で実施することを前提としておりましたけれども、現在もそれは変わらないのか。ニセコ会場で行うことのメリットやデメリット、そして課題をどう想定しているかお聞きします。

②札幌市は札幌市民、道民対象の招致・開催に関するアンケートを行い、その結果を受けて開催概要内容を見直すことも最近報道されておりますが、町長はその動向をどのように評価されているでしょうか。また、ニセコ会場を想定する際に、予定会場周辺事業者や町民からの意見を聞くべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1点目のご質問ですが、スキーアルペン種目の高速系につきましては、コースの高低差の要件とコース難度をともに満たす既存スキー場が、北海道内ではニセコのみであったところから、現在もニセコがアルペン種目の会場として候補になっております。ニセコ会場で行うメリットにつきましては、先ほどのコース要件を満たしていることや、ニセコ地区は既に宿泊施設が多く存在し、大会関係者が滞在するための投資が不要であることなどが考えられていると思います。デメリットとしましては札幌から会場までの移動など、選手・関係者・観客の輸送の関係、また大会準備、本番のためにスキー場を一般客が利用できなくなるなど考えられます。

2点目の質問につきましては、札幌市で3月に行ったアンケートでは、賛成が過半数を超えたものの、3、4割前後の反対の声が寄せられております。その動向をどう評価するかということでございますが、札幌市が主体となって行っているものでありますので、私が評価するというものではないものと考えております。また、予定会場周辺事業者や町民意見を聞くことにつきましては、候補となっているスキー場と札幌市において話合いが行われており、今後これらの詳細が見えた段階で、札幌市による説明会の開催等もあるものと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木委員。

○8番（高木直良君） 1点目の再質問です。2018年の町予算700万を使っての平昌オリンピック視察、に対して、批判もあります。町民の意向確認なしのニセコ会場ありきの姿勢、やや具体的な成果が、視察の結果示されていないことなどが反映していると考えます。私もこの取組みについての実績についての反省すべき点もあったのではないかと考えております。2019年の6月議会におきまして、同僚議員がこの2030年に向けての考え方を問いただしております。そのときの最終的な町長のお答えの中に、MICE連携協定を結んでいることから、札幌オリンピック開催に協力するのは当然であるというようなお答えがございました。そうしたことが本当にMICEの本来的な意義・目的があるんだから、オリンピック札幌招致、会場にニセコってということは協力するのが当然であるという考えが変わってないのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 観光を含めてMICE自体は、これから広域連携をしていく時代だと思っております。様々な国際会議もこれまで札幌市で開催するたびに、ニセコ町に案内をいただいて連携しておりますので、今後とも連携事業を進めてまいりたいと考えております。札幌オリンピックにつきましても、今何か決定しているわけではありませんので、これから手を上げるかどうかの準備作業を行っているということでもあります。引き続き協力をしてまいりたいというふうに考えております。それから、視察の件前段でお話ありましたが、現場でどんなものかもわからない中で、いい悪いとかあるいは情報出すっていても評価のしようがないわけでもあります。その中で職員の経験を得るということは大変重要なことだと思いますし、私も実際行かせていただいて、新幹線がなければほぼ無理だということは実感として体感してきました。夜中の2時3時になってもバスが動かない、もう寒い中で多くの人たちが喧嘩をしながら乗っているという悲惨な状況を実体験してきました。行って見て初めて、交通移動ってこんなに大変なものかというのを身をもって体験してきました。こういう経験を得るってことは現場にとっても大変重要なことであるというふうに考えているところであります。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほどお答えの中でコースを他の場所で選定することができなくて、コースの設定なり標高の関係でニセコしかあり得ないかのようなお話がありました。ニセコはパウダースノーということで人気が出て、多くの観光者、あるいは地元も含めてですけどもゲレンデがあふれている。ゲレンデだけではなくてバックカントリーで滑るという人気があって、これはニセコが最適だと、それはわかります。しかし、このアルペン競技をオリンピックということであることに、ニセコの山が果たして適してるかどうかというのは、検討の余地があるのではないかと思います。よく雪が降るから雪があるから適してるんじゃないかということですが、今回の平昌なり、あるいは北京オリンピックを映像で見た方はお分かりになると思うんですけども、約100キロ以上のスピードで滑降するわけですよ。そのときのコースはパウダースノーではありません。人工的にばんばんに固めてコースをつくって、それを整備していくっていう、本当に人工的にコースをつくっているわけです。ですから、単純にニセコが適しているとは言えないし、それから大きな問題としては、この冬もそうでしたけれども連続的に雪が降り続けます。そうしますと競技ができないんですよ。ずっと競技を休まなくちゃいけない、延期しなくちゃいけないっていうことも想定しなくてはなりません。それから、こういったガイドブックにも書いてあるんですけども、ニセコエリアで

アルペンをやるときに、一部改修ということが書いてあるんです。つまり現状のゲレンデを滑り下りるわけじゃなくて、特有のコース設定のために現地を一部改修、つまり造成をする、あるいは森林伐採も起きるかもしれません。そういったことが想定されるのではないかと思いますけれども、非常に現実的な検討をですね、別に現地へ行かなくても分かるわけですけども、そういったことを本当に考慮して、今後対応されるのかどうか、そういった課題をきちっと明確にできるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） ただいまの高木議員のご質問の中で、ニセコが適しているかどうかという点なんです、札幌市にも確認して、先般IOCのほうでも6月の頭ですか、札幌とニセコ、帯広等に非公式で調査に入ったということで、その中でスキー場の高低差等が合致するところがなかなか北海道の中ではニセコ以外にないということはおっしゃってありました。それと大規模改修、伐採とかそういった関係なんです、今環境問題が一番うたわれているところで、IOCのほうもそういった中で大規模な伐採等はしないように、既存のスキー場の中でコース設定したときに、危険なところだけ部分的にやっていくというようなことを札幌市には確認しております。

○副議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今回の課長からの話に付随してということなんです、ちょっと補足して分かりやすく申し上げますと、これまでは高速系の競技については自然破壊とか云々とかってこういう視点がなく、どちらかというと本当に競技性が高いといいますか、急な斜面を利用してやるべきだというような考え方をしてこれまでやってきた。けれども、これから先は自然環境やもともとある環境をなるべく壊さないように、スキー競技についてもやっていかなければならないという考え方の転換があった上での今後の協議ということをございます。何となく自然を守りますということではなくて、その考え方をきちっと転換した上での今後だというふうなお話は現状を伺っているところをございます。ちょっとつけ足しということをお願いします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2点目めの再質問であります。アンケートについて実施したのも招致してるのも札幌市で、札幌市としてアンケートをやったことについての評価はできないというお話ですが、ご存じのように札幌市は2014年にもアンケート調査をしています。今年3月にやったアンケート結果と数字がもうはっきり出てるわけですね。その中で傾向としてはっきりしてるのが、賛成・どちらかという賛成を足した数字、それから反対・どちらかという反対というのを足した数字を比較すると、明らかに賛成については減っており、反対については増えていると。こういった傾向についてどのように考えるかということです。あるいはそういう調査をしたこと自体についての評価をどうするかと、それを聞いたかったわけですね。その上で、こういった賛成の数字が下がっている要因の一つとして、私はやはり去年の夏、東京オリンピックをコロナの危惧の中で強行されたということであるとか、あるいは当初簡素にと言いましたけど、非常に予算額が膨らんでいったということだとかですね。あるいはIOCが非常に商業主義的であると。一つの事例としては、北京オリンピックでもそうでしたけども、真夜中に放映するわけですね、競技をやるわけですね。これ何かというと、テレビ放映する放映権をアメリカの企業が持っているために、その時間に合わせて競技をやる。全く競技者のことなどは考えてないですね。見てもらう、それに金が絡むと。商業主義、これはもうあからさまに出てきているっていうのが、やっぱり国民が見ていると思うんです。加

えて札幌市民は冬に豪雪に見舞われまして、除雪もままならない、通勤もできない、ごみ収集もできない、そういうものを目の当たりにしたわけです。そういう中でこういったイベントを実施していくことについての危惧、何となくちょっとおかしいんじゃないかっていう気持ちがここに現れているんじゃないかと私は思います。そういう意味では、ニセコ町民の中にも同じような感想を持っての方がいらっしゃるんじゃないかと思えます。ですから概要を見るとか、もうちょっと具体化してから何らかの町民の意見なり、事業者の意見、事業者については札幌市のほうから直接情報提供なり協議をしているというお話ですけれども、地元です、地元の事業者さんの生の声というのをきちっと聞かなきゃいけないし、町民の声も聞かなきゃいけない。先ほどお答えがありましたように、期間中、あるいはその前あたりから、そしてさらにプレオリンピックということで、オリンピック同等の規模で2、3年前から競技をやるんですよね。その間はお客さんをコースに入れないとか、宿泊がそこでいっぱいになっちゃうとか、そういった事業者への影響もあるわけです。経済的な影響です。そういったことも加味して、会場にされる可能性の高いニセコ町としての町民、あるいは周辺事業者の声を独自に聞くということは大事だと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） アンケートの結果で賛成が下がっているという点ですが、その中の反対の意見として多かったものの中には、今年特に札幌市では除雪がいろいろ問題になって、除排雪のほうにお金を使ってほしいだとか、オリンピックはやっぱりお金が結構かかるといったことが多くて、今回アンケート結果を踏まえての大会概要の見直しというところの中で、もっと市民の方には積算の考え方、お金の問題ですね、そちらの考え方の解説とか、大会によって得られることなど、レガシーの具体例など大会概要で今後示していきたいということでお聞きしております。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど言われたアンケートにつきまして、私もオリンピックのプロモーション委員会というZoom会議に1回目参加させていただきましたけど、その中で委員長のほうからも今のアンケートの数字では厳しいので、できるだけ市民の理解を得るような趣旨の発言もなされておりました。札幌市において何回かこういうようなアンケート調査が行われるものと承知をしております。ニセコ地区におきましては、ニセコ町でやるってことはまだ決まったわけではありません。今事業者さんと札幌市が直接いろんな話し合いを行っております。こういった経緯を見て、実際にニセコでやるということが決まるような状況であれば、そのときに、例えば事業者さんの損害的っていいですか、費用負担はどうするのかですとか、実際のアクセスはどうするのか、具体的な作業が相当入ってくるのではないかとというふうに考えておりますので、そういった場合においては、様々な関係者のご意見を聞きながら調整をしていく必要が当然あると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木委員。

○8番（高木直良君） 確かにそうなんです、招致が決まったわけではありません。でもそれを前提として、いろいろ札幌市も動いていると思いますし、関係の会場として予定されてる地域ともZoom会議をやったり、そういう準備をされてると思うんですね。そういうことを前提にして動いてるのであれば、決定してなくても独自に町民の意見、事業者さんの意見を聞くっていうのは当たり前のことではないかというふうに思います。ですから、招致が決まってから具体的にアクセス道

路とか補償についてということよりも前に、想定される課題ということで、ぜひとも積極的にやっていく必要があると思いますので、改めてご意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 議論につきまして具体性がない中で議論をしても、感覚的に好き嫌いな議論になってしまうというふうに思います。ある程度具体的なものが見えてから、その具体的なものについて議論をしていくということで、いろんな制度設計とか様々な課題が見えてくるのではないかと思いますので、現在そのように考えて進めてまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 次に、高瀬浩樹君。

○3番（高瀬浩樹君） 通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。

緑の食料システム戦略について。農林水産省は持続可能な食料システム構築に向け、緑の食料システム戦略を策定し、中長期的な観点から調達・生産・加工・流通・消費の取組とカーボンニュートラル環境負荷軽減を推進し、2050年までを目標として進めている。令和4年からは交付金など創設され、有機農業やスマート農業など全国にモデル地域を育成し進めていく中、ニセコ町としてはこうした農業政策をどのように見極めて取り組むべきか伺いたい。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 令和3年5月に公表したみどりの食料システム戦略の実現に向け、農林水産省では昨年より政策実現のため、様々な施策を設け2050年に向けた取組を開始しているところでございます。ニセコ町では長年、堆肥緑肥などを活用した土づくり対策や、減農薬栽培のYESクリーン認証を得た米の生産促進対策などを行ってきているところでございます。また昨年産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、GPSガイダンスつき自動操舵機やドローン等の導入など進め、地中への窒素貯留、農薬・化学肥料の低減、作業効率化による二酸化炭素排出減など、農協や生産者の皆様のご協力のもと、取組を進めてきているところでございます。国では2050年に向けた目標を達成するため、交付金を初めとした各事業について多様なメニューを用意しており、ニセコ町への事業実施にあたっては生産者・農協・普及センターなどにご協力をいただかなければならないことが多々ありますので、関係者との話し合いを続けながら、対応可能な事業の実施に向けて取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） これは令和4年3月の執行方針に、この緑の食糧システムがありました。これ、2050年までのCO2ゼロミッション、2040年までには化学農薬使用料の50%低減、また2050年まで化学肥料使用量の30%低減などを目指す中長期的な目標を上げ、環境負荷軽減を推進し進めています。今回はその中で、有機農業についてお話ししたいと思います。化学肥料や農薬を使わない、つまり環境に負荷をかけない農業は、消費者の立場から見ると安全で体に良いとされています。しかし見方を変え、生産者から見ると莫大なコストがかかり、化学肥料や農薬の使用を制限されるため、それに対する技術や人員、また、非常に手間がかかるとされています。観光農業に比べると収穫量も大変少なく、単価もどうしても高くなります。私たち普通観光農業と言われてて、観光農業ではやはり化学肥料を使って一気に作物を大きくして、そして有機を使いながら持続性をつなげるってというのが、だいたい普通皆さんやられてる農業だと思います。この部分がやはり難しいのかなと思います。どちらにしても、双方が納得しながらできるような取組が望ましいと思っております。

す。現在日本の有機農業の取組状況は 0.2%であり、ヨーロッパのほうでは高い推移でイタリアが 15.8%、ドイツが 9.1%、アメリカが 0.6%と数字的にみても、この有機農業の取組が容易ではなく非常に大変だと思っております。しかし、国としては 2050 年までには面積の 25%を目標とし、これはあくまで目標であります。実現を目指す国全体で大きな取組が必要ではないかと思っております。ニセコ町としては生産者や各関係機関と話し合いながら、いろいろ事業を進めていきたいということですが、もし何かあればその辺を伺いたいと思っております。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○農政課長（中川博視君） 確かに有機農業はなかなか大変なところがあって、実施される方はご苦労されてやられている部分が多いと思っております。ニセコ町におきましては少数ですけども、最近始めた加工用ブドウの生産者グループが有機 J A S 認証、または準備中という形の部分で作付を進めて、有機 J A S と言われている部分の農業経営の頑張りもニセコ町で少しずつ進んでおります。原課といたしましては、ニセコらしい農業、多様性のあるいろんな種類のものを、いろんなつくり方でおいしいものをつくるということを継続して、皆さんと一緒に進めていきたいなというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○3 番（高瀬浩樹君） 昨今の農業情勢、大変厳しい状況でございます。緑戦略の中でも化学肥料の低減という部分があり、新聞にもよく出てましたが、日本という国はほとんど輸入に頼っているという事実があって、普通の農家、私であれば 400～500 万円の肥料代がだいたいかかっています。それが現状でいけば、現実には 400 万ぐらい上乗せになるのかなど。これに対してやっぱりニセコ町として、緑肥堆肥などのさらなる拡充などが必要ではないかと思っております。また、環境負荷軽減の部分でもニセコ町は、環境モデル都市、SDGs 未来都市として選定されている部分があります。こういう部分に対して何か考えがあるか、町長に再度お伺いしたい。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 実は先般農林省に対しても後志総合開発期成会で要望してきておまして、今回の飼肥料、飼料・肥料ともに相当上がるということで、今回国のほうも全農に対して、肥料に関しては直接のお金を出すということで、800 億ぐらいというふうに聞いておりますが、そのことによって農家の負担軽減を図っていききたいということ、当面今年の方策としては予備費活用して進めるという説明を受けております。町としては、これまで 40 年以上にわたってニセコ町土づくりをずっと進めてまいりました。こういった緑肥も今進めておりますし、こういったものを将来手厚くすべきでないかというのは、全体の中での状況を見ながら取り進めていきたいというふうに思っております。また、有機農業も世界の時代の要請でありますので、できれば小さく生んで、きちっとゆっくり広げていくと。いろんな障壁もあると思っておりますが、皆さんのご理解を得ながら、ニセコ町全体としては最終的にそういう目標を達成できるよう、農業者の皆さんと意見交換を密にしながら取り進めていきたいというふうに考えております。ぜひともご協力のほうをお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○副議長（青羽雄士君） 次に、木下裕三君。

○2 番（木下裕三君） 通告に従いまして 1 件質問いたします。

観光庁はアフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて「稼げる地域、稼げる産業の実現」を取りまとめました。また、G o T o トラベルに代わる新たな観光補助制度を今月末から

スタートさせると報道されています。今日からは外国人観光客の受入れ開始、インバウンドですね、したところです。観光産業を主産業の一つに位置づけているニセコ町にとって、観光産業に二次的、三次的に関わっている地域産業も多く、今後その再生と活性化は待ったなしの状況と言えます。これらのことを踏まえて以下伺います。

①ニセコ町としては、コロナによって疲弊した地域経済の現状をどのように分析しているでしょうか。

②町政執行方針では持続可能な観光地として成長させるための財源として、年度内に「宿泊税」の導入のための条例を取りまとめるとしています。この件について、改めて町長の考えを伺います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1点目のニセコ町のコロナ禍による地域経済の現状として、観光業における代表的な例を申し上げますと、観光入り込み客数はコロナ禍前の令和元年度で約175万人の入りがあったところですが、感染拡大した令和2年度は約94万人、令和3年度は若干戻ったものの約100万人まで落ち込んでいるところでございます。中でも訪日外国人、インバウンドにつきましては、宿泊延べ数で申し上げますと令和元年度は約16万人／泊であったものが、令和2年度、3年度は延べ200人／泊に満たない状況となっております。ここから一人当たりの平均旅行消費単価額を掛け合わせた旅行消費額を試算してみますと、令和元年度は約408億円だったものが、令和3年度は約245億円と60%程度にまで落ち込んでいるということが推測されております。また商工業においては、例えば綺羅ポイントを付与したお買物や飲食店での消費金額を計算しますと、令和元年度は4億1,900万円だったのに対し、令和2年度は約3億2,100万円、令和3年度は3億100万円と70%程度まで町内消費が落ち込んでいるというような状況が推定されているところであります。しかしこのような中でも、商工会の会員数で見ますと令和2年、令和3年共に前年より増加をしており、国の交付金を活用した事業者支援や町内での消費喚起などの町独自の経済政策、コロナ禍以前から実施している中小企業支援策により、一定の経済的な効果があったのではないかと考えております。また、ニセコエリアにおける開発や投資も依然として進んでおり、ニセコ町は大きな打撃を受けつつも、政府による水際対策の緩和や新たなGo Toキャンペーンなどにより、一定の観光需要の回復が見込めるのではないかと期待もしているところでございます。

次に2点目の宿泊税の導入につきましては、アフターコロナを見据えて、国内から選ばれる持続可能な国際リゾート地として、滞在者の利便性・満足度を向上させるとともに、環境モデル都市SDGs未来都市づくりの推進、そして新型コロナウイルス感染症のように有事に対する備えということでの財源を、一定程度確保しておく必要があるのではないかと考えております。現在は有識者や道内の検討中の自治体と情報連携をしながら準備作業を続けているところであり、タイミングを慎重に見極めながら、宿泊事業者の皆さんとの意見交換や関係機関との調整を行い、制度設計の熟度を上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（青羽雄士君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 非常に大打撃を受けた数字をお知らせいただきました。国ですとか道とかのいろんな支援策ですとかありながらも、皆さんどうか、例えば各事業者さん、営業日数の短縮ですとか人員削減、コストカット等、様々なことで生き残りをかけて、可能な限り努力をし続けてきたと思います。先ほど町長のほうでもお知らせいただきましたが、国や道のほかにもですね、ニセコ町としても支援策を実施してきたところです。そうやって地域経済を下支えしてきましたが、

現時点でどれだけの規模でどれぐらいの支援策を実施してきたかということを経括してお知らせいただきたい。そして国としても先ほど申し上げたとおりですね、GOTOトラベルに代わる新たな観光補助制度とかも考えて、交流人口を増やして地域産業の活性化を図っていくことを目指しています。ニセコ町としても今までの様々な支援策のほかに、今後地域経済の活性化を促すための施策事業等を考えているか伺います。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） ニセコ町で行っていたコロナの経済対策というところでございますが、我々商工観光部門でお答えしますと、令和2年度には大体総額で1億5,000万円ほど活用しまして、全17項目ほどの経済対策を実施してきているところであります。直近の令和3年度であります。総額で約7,400万円ほどを活用いたしまして、5項目実施してきております。5項目を紹介しますと、商品券発行事業ということで町民1人当たり5,000円の商品券を配布して、そのうちの2,000円を特に影響の大きい飲食店だとか宿泊施設に限定したような工夫をしまして、小売店に流れがちな部分をできるだけ飲食店だとか宿泊のほうに回したというような事を行っていたりだとか、プレミアム商品券の発行事業というものも行っております。こちら令和3年度は、特に影響の大きかった観光施設の利用促進のために、また誘客のためにもですね、観光客に限定して6,000円分の商品券を5,000円で販売するというようなことで、1万4,000冊の発行、それ近くの販売を行っています。こちら7割近くが宿泊施設で使われておりまして、また、スキー場でも2割ほど使われており、相当大的な経済効果があったんじゃないかなと考えております。また、観光施設の持続化支援給付というように、非常に経営にすごく負担の大きな施設を抱えているような、例えば温泉だとかゴルフ場を抱えている部分、入湯税とゴルフ場利用税の還元を行っていたり、スキー場も倶知安町と留寿都町と連携して、スキー場のコロナ対策ということで一定の助成を行っている。一応そういった取組を行ってきたというところであります。今後どのような経済対策を考えているかというところであります。令和4年度は徐々に入り込みが戻ってくるであろうという期待もあるところであります。その中で町内の早期喚起をまた行っていきたいと考えております。今回の当初予算の中で6,200万円ほど計上させてもらって、皆さんに認めていただいたところなんです。綺羅ポイントの子育てポイントの拡大ということで通常500ポイントで2,500ポイントの還元があるという制度を今までやってきたんですが、それを5,000ポイントに拡大するというような取組を実施していきたいと考えてます。また、綺羅ポイントの10倍セールというものも実施できるよう、その分の予算も計上したというところであります。道議会のほうでも今回、物価高騰対策だとか〇〇振興対策の予算が道議会でも計上されるような報道もされておりましたので、その中でもまたプレミアム商品券の上乗せの補助についても項目がありましたので、今後町民向けのプレミアム商品券なども道予算の動向を踏まえながら、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（青羽雄士君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） ②の宿泊税に関してのほうの再質問をさせていただきます。先ほど町長からも有事に対する備えというお言葉もありましたが、今後決めていかなきゃいけないことってのはたくさんあると思うんですが、定額なのか定率なのか、実際負担はどのくらいになるのか、免税点を設けるのかとか、どのような事業に使うのか、それとあと事業者さんも事務負担といったことも考えなきゃいけないですね、いろんな課題があると思うんですが、今後対象となる事業者さんと

は十分に協議しながら、ある意味固定概念にもとらわれずに制度設計をしていただきたいと思います。この点について改めてお考えを伺います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 宿泊税に関しては先行自治体がいくつかありまして、そういったところの情報も得ておりますので、やった結果やっぱりここはこうだったっていうような、例えば定率か定額かっていつも議論になりますけど、そういった経験を踏まえたところの情報も得ております。そういった実態の状況ですとか、今後の観光の振興に、環境面でこの割合でやっぱり必要だよとか、今回こういったパンデミックが起こって、いざこうなったときに本当に自分たちで考えられる財源を一定程度持つておく必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺の全体の観光の滞在者の質を購入する、質といいますか、滞在の質を高める仕組み、そこの割合も事業者の皆さんと十分話し合いながら制度設計をしていきたいと思っております。何とか年内に取りまとめをして、相当周知期間と実施までには期間が必要ですので、その辺も拙速でないように取り進めたいと考えておりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後12時22分

再開 午後 1時28分

○副議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 陳情第1号から日程第5 発議第3号

○副議長（青羽雄士君） 日程第 4、陳情第 1 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件から、日程第 5、発議第 3 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件までを一括議題とします。

陳情第 1 号及び発議第 3 号に関し、委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る 6 月 6 日の本会議において当委員会に付託されました、陳情第 1 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書に関して、6 月 6 日全委員出席のもと産業建設常任会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

陳情第 1 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件は、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、去る 6 月 6 日本会議において当委員会に付託されました発議第 3 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案に関して、6 月 6 日全委員出席のもと産業建設常任会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

発議第 3 号 森林・林・業木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 報告が終わりました。

これより、陳情第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、陳情第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、採決をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採決することに決しました。

これより、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

◎日程第6 議案第1号

○副議長（青羽雄士君） 日程第6、議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の一部変更の協議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の一部変更の協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○副議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○副議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の協議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○副議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第4号 後志南部地区地域資源循環管理施設(土壌改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○副議長（青羽雄士君） 日程第10、議案第5号 請負契約の締結について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○副議長（青羽雄士君） 日程第10、議案第6号 請負契約の締結について（令和4年度市街地区配水管更新工事）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 請負契約の締結について（令和4年度市街地区配水管更新工事）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○副議長（青羽雄士君） 日程第12、議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 辺地に係る公共的施設の相互総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○副議長（青羽雄士君） 日程第13、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○副議長（青羽雄士君） 日程第14、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 2点ほど質問いたします。1つは10ページ、備品購入費で、ご説明ではiPadを導入することで今後のペーパーレスを目指していくということだったかと思えますけれども、ペーパーレスはなかなか簡単には進まないものと思えますけれども、今後のおよその見通しといたしますか、どういうプロセスを経てペーパーレスまでたどり着くのか、あるいは共存というか並存する期間を相当置くのか、そしてどういう場面でタブレット50台を活用していくのか、補足の説明をいただきたいと思えます。

2つ目は15ページ、教育費の特別旅費であります。ご説明では高校に関連して先進地の視察ということで確か3か所挙げていたと思えますけれども、この先進地視察の具体的には鹿追とか白馬が挙がってたと思うんですが、どういう点に着目されて選定された視察地かということについて補足的にご説明をいただきたいと思えます。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 10ページのコンピューター機器備品のペーパーレス会議用のiPad

購入を 50 台、今回行うということでございます。説明の前段にお断りをさせていただきたいのですが、今回コンピューター機器だけではなくて本来はソフトも合わせて発注しなければいけないんですが、昨今の半導体不足など資材の高騰でなかなか iPad の購入が難しくなってきているということから、今回先んじて機器のほうだけ補正させていただいております。高木議員のご質問のどのよう使い方をするのかということなんですけども、これについては今後 9 月議会になるかと思うんですけど、ソフトを選定した上でその選定ソフト、ソフトにもいろいろできるものできないものはいろいろありますけども、基本的にはソフトを選定した中でどのような機能を使っていくのかっていうのは決めていきます。基本的には会議でのこういった資料などをペーパーレスにして活用していくということで、紙の削減と情報共有をスムーズに、会議で皆さんと共有できるような仕組みを取り入れていきたいということで、今の段階ではソフトを決めて使える機能を決めて、できれば来年の春ぐらいから運用を開始していきたいと思っております。一つは議会議員の皆様が会議等を行うときペーパーレスのために使っていただくということ、それからもう一つは職員の会議等で会議資料をペーパーレス化して、また会議のときに打合せしたメモなども共有できるような仕組みがありますので、そういったメモも共有できればよりスムーズなコミュニケーションをとれていくのかなということで、今のところ計画しております。それでもう一つのご質問で完全なペーパーレス化にはどれぐらいでということなんですけど、今現在でこの iPad、12.9 インチの大きい画面ではありますけどもやはり限界がございます。例えば予算書みたいなものをペーパーレス化にすると非常に見づらいということもありますので、そういったところは今後も引き続きペーパーと併用していくような感じになるのかなと思っております。できるところから基本的にはペーパーレスにしていき、最初の段階では慣れるまでにかかりかかると思いますので、慣れたいたただいた中でどういうふうに使っていくのかというのを模索していくという状況でございます。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 15 ページの高校の魅力化に関する旅費で計上している部分についてでございますけども、全国様々な高校、先進地的に取り組まれているところがあるということで、魅力化プロジェクトの先進事例の高校ですとか、総合学科を設置している学校の状況、学校内に公営塾を設置している等の現状を視察ということで、様々な特徴のある高校をいくつかピックアップしての視察ということで考えております。以上でございます。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 最初のペーパーレスの関係なんですけど、私が感じますのは、新しいタブレットを使いながらペーパーレスを図っていくということも大事だと思うんですけど、例えば議会の議事録や議案などがホームページから入っていつでも見れるようにするなど、私は個人的なあれですけども、こういう議案書などが紙でどんどん蓄積されていくんですけども、そういったものが必ずしも必要なくなるように過去の議案などホームページでもう少し充実させていただければ、全体を通じての、個人的な生活の場も含めてペーパーレスが進むと思いますんで、そういった端末のみではない全体の中で考えていただければありがたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） ご意見をいただきましてありがとうございます。例えば例規集なんかもウェブ上で見れるようになりますし、随時そういった記録的なものも見れるようなかたちにはしていきたいんですけども、ただ箱といいますか、やっぱり容量というのが当然ありますので、その

辺の兼ね合いはいろいろ調整しなきゃいけないところではありますが、そういったできるだけ皆さんが活動しやすいような資料を格納し、そして活用をしていただくというようなことも使いながら進めていきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○副議長（青羽雄士君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 1点だけご質問したいと思います。13ページ、18節観光地づくり支援事業補助ですが、ニセコエリアにおける2次交通実証運行事業が採択されたので、7月から8月にかけて乗り合い運行をツアーとしてオープントップが運行を予定されております。今回はあくまでも実証実験ですのでわかりませんが、乗車率や乗車人数が現在考えられている目標値よりも高かった場合には、今後も継続される可能性があるのか、あるのであればぜひ目標値をクリアできるような有効な企画を検討すべきじゃないかなというふうに思っておりますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 先日説明させていただいたとおり、一応目標値を設定して、今回実証運行というかたちで進めさせていただくんですけれども、目標値がクリアしない場合においても何かしら財源を探してきたり、あと今回の例えば反省点を踏まえて、また次どういう工夫をしていくか、そういうようなかたちでまた次年度運行につなげていきたい、いかねばならないなというふうに考えてます。今回の乗車率を上げるための工夫といたしましても、観光協会とも様々議論して、運行経路だとかニセコにできるだけ引っ張ってくるようなかたちで設定させてもらったと同時にですね、週末の路線が通常の路線の時間以外のときに特別ツアーみたいなものを実施してみたりとかですね、そういったものもあわせて検討しておりますので、そのようなかたちでいろんな工夫を重ねて、ニセコに今後定着していくような楽しい公共交通になればいいなというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 1件ですけれども、2点ということになるでしょうか、15ページの10款4項1目の高等学校総務費についてもう一度ちょっと確認させていただきたいんですけれども、7節ですね、町民講座を開催するというので11万2,000円。その他の謝礼に18万7,000円。この内訳についてもう一度ちょっと説明していただきたいと思います。

それからですね、8節のところの旅費なんですけれども、ただいま高木委員が質問したこととちょっと一部かぶる部分は確かにありますけれども、旅費184万6,000円の中の特別旅費が172万2,000円ですか。先ほど視察先をおっしゃったと思うんですが、私は前に4か所だったかと思うんですけれども違いましたでしょうか。鹿追と大空ともう一つあって海士町が入ってたように思ったんですけれども、それをもう1回確認したいと思います。それから視察の目的は先ほどおっしゃったように高校の魅力化ということなんですけれども、もう一度ですねこの高校を選んだ理由、目的、ニセコ高校の魅力化に果たして本当に合っているのかなというところが、ちょっともう少し知りたいなと思ってます。ニセコ高校は町立高校なんですけど、もともと町立高校成立の目的は何だったのか、原点に振り替えることも大事じゃないかなと私はつくづく今思ってます。時代の流れとともに変遷するのは、いろいろ変わってくるのはやむを得ないとは思いますが、今少子化の中でですね、高校を一体どうしたいのか、ただ生徒を集めたいのかどうなのか、生徒を集めることは非常に大事なことなんですけれども、どんな子どもたちを育てたいのか。それから去年、制服を

変えることをしたんですけれども、果たしてその目的は何だったのかな。それから手厚い補助はどれだけの効果があるのか、確かにあったほうがいいことは分かるんですけれども、学科の内容が私は大切ではないかなというふうに思っています。先ほど申し上げたように、少子化の中で生徒を確保することは非常に難しい面はあると思います。これまでも阿部課長がおっしゃったように、教育委員会で全国の名だたる先進的な学校視察をしてきたことは覚えています。しかしその成果はどれだけあるのかな、そういうのを分析するのは難しい面もあるかもしれませんけれども、いろんなところを視察してこられたと思います。豊後高田市の先進的なところとか。それでニセコってこういう土地がらを生かせる教育、今農業から観光と半々というか観光のほうが盛んになってきているようなんですけれども、もっと検討することが必要ではないのか。もっと未来を見据えた農業高校の在り方、それをまず考えたうえで先進地と言われる、例えばここに載ってる海士町ですよ、海士町はすごい有名です。私も関心あったのでそういうパンフレットをいただいたり、議論のところに行かせていただいたり、NHKのテレビも見ましたインターネットも見てきました。もともと知るきっかけになったのは、寿都町議会がですね、5、6年前に海士町を視察しています。それでちょっと関心を持って、それからずっと調べてきたんですけれども、その動機というか、そういう例が果たしてニセコ町の視察に合うのかなって私は逆に疑問をちょっと思っているんですけれども。先進地と言ってももっとニセコ町立高校の未来に合致するというか、そこの本当の目的っていうか、この高校をどうしたいのかっていうことを考えて選んでいるのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） それでは前段の予算の部分をお答えしたいと思います。報償費のところでございますけども、先般の政策案件ときにも若干触れさせていただきましたけども、講師謝礼、これは町民講座を開くにあたって、東京からの講師招聘を目的に予算を計上させていただいておりますのが20万円の部分でございます。その下のその他謝礼ということなんですが、今回魅力化を検討するにあたって、検討委員会と専門委員会を置くということで先般ご説明させていただきました。それで検討委員会のほうなんですが、一応今想定している中では札幌から来ていただく方に検討委員会を年度内に3回予定しておりますのでその3回分と、町民講座にも参加いただきたいということでその1回分、それと専門委員会のほうにつきましては年度内に2回開催を予定しております、それらの謝礼ということで18万7,000円を計上しているものでございます。人数なんですが検討委員会のほうはおふたり、専門委員会のほうもおふたりということでございます。

それと特別旅費のほうで説明し切れてない部分もございましたけれども、今行こうとしている、予定してるところですね、鹿追高校、大空高校、剣淵高校これが北海道内の高校で3か所想定しております。それと道外として長野県の白馬高校、それから島根県の隠岐島前高校の2か所を予定しているということでございます。

○副議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 今回の検討委員会の設置ということにつきまして、全体のことでお話をさせていただきたいと思います。これまでもニセコ町のほうは、農業高校というところから平成元年度に大きく改革をしまして、ハイブリッド構想ということで農業だけじゃなくて観光もということで、ニセコ町の基幹産業である農業、それから観光を重視した教育課程を組んで、そういった子どもたちの育成ということでやってきております。それから20数年経ちまして、町民の皆様からも

いろいろなご意見やご指摘等を受ける中で、近年これまでのやり方ではなかなか生徒が集まらないという状況で、そしてまたこれまでも視察や討議はされてきたんですけども、具体的にその方向性が出てこないということで、今回そういったことを検討委員会を設置してご意見をいただいて、そこである程度そういう意見を尊重して、教育委員会として具体的な一步を踏み出そうと、そういう中で進めております。そういうことで基本的には現状だけではなかなかいかないということで、これまでの先進地も含め、それから現在いろいろ情報は入手することも可能な状況でございます。そういう中で改めてこの後志管内の状況ですとか、そういった子どもたちの進学動向も踏まえて、今後農業高校だけでいくのか、あるいはそれ以外の学科等も含めてですね、町民の皆様からはもう少し進学のできる学校というようなこともいろいろ聞いてございますし、ニセコ町英語教育ということでニセコスタイルの教育でも重視して推進しているので、鹿追高校なんかは英語教育を重点的にやっているというような学校でございますし、そういったことも含めて、あまりこちらのほうで方向性出しすぎて議論していただくよりは、幅広く視察をする、そして検討委員の皆さんからご意見をいただく中で議員ご指摘のようなニセコ町にとって本当にあるべき姿のニセコ高校の在り方ということを目指して進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 先に阿部課長から講師謝礼のことについて説明ありましたがけれども、町民講座を開くとね、大体このくらいというのは聞いてますけれども、何かちょっとはつきりしないのが全部で38万7,000円ですか、前に聞いたのでは講師謝礼が11万2,000円、大体講師10万円ぐらいってというのは相場ですってということで聞いてはいます。その他の謝礼で今説明があった専門委員さんなんですけれども、この今回の説明の中でですね、ニセコ高校魅力化検討委員会設置要領で6月1日施行となっておりますので、もうスタートしたわけですね。そして検討委員会が7人、それから専門委員会が5人はもう決まっているということですか。その中から検討委員を7人の中から2人選んで、専門委員会の5人の中から2人選んで、その費用は差し引いた中の費用だっていうことなんですか。何か中途半端なちょっとよくわからないんですけど。それ一つですね。

それでですね、今教育長から説明ありましたがけれども、これ道内だけで3か所ですね。それと道外が白馬と海士町と。白馬も海士町も大変有名ですし、新たにこういうたくさん視察、これはすいません、視察される関係者はどなたが、やっぱり専門委員会と検討委員会の方たちが来られるんでしょうか。この視察の旅費もかなりで、これだけの人数が行って、どれだけの効果というか、あるのかなって。ちょっと行く前にもっと徹底的に検討する必要もあるのではないかなという思いがします。教育長がお話ししてくださいましたけれども、何が本当に目的なのか、繰り返しになりますけど、生徒像は非常に大切なことです。高校存続になるかならないかも大変なことなんですけれども、本当に子どもたちにとってどういう高校がいいのか、そのところが私がニセコに移住してきてから高校との関わり合いの中で、どうもはっきり見えないところがあります。ですから、ただ視察をしていれば、あちこち視察をしていいところを参考にするっていうのも一つですけども、例えば海士町なんかはあそこはやっぱり海に囲まれた町ですよ。ニセコ町のように海の一つもない町とまた違います。非常に先進的なすばらしいことをやってきたことは事実です。やっぱり長い間に、まず海士町の首長になった方がね、今はインターネットに載ってませんが、この高校から何があっても10年間のうちに国立大学に入学する生徒を出したい、そういう思いを10年後に実現したんですね。それからまた方針変わったり、それから非常に苦労してることもあったり、いろ

んなことがあるんですけども、どこもここも参考にならないことはないんですけども、果たしてニセコ町の現状とどれだけマッチするとか参考になるのかなっていう感じもします。非常に観光面でですか、実際の海士町の人口の何十倍ですか、ちょっと今忘れましたが観光客を取り入れてるんですね。それが非常に町の収入になって、いろいろといい循環をしてるという話も前に聞いたことがあります。ですから、本当にその視察が焦点をもっと絞ることが私は大事じゃないかなという思いがします。予算を計上してますけれども、何人が行かれるのか、100 何十万かかなりの予算になりますけれども、もうちょっと検討してもいいんじゃないかなという思いが私にあります。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員、今のは質問ですか。

○齊藤議員 はい、質問です。

○副議長（青羽雄士君） 質問ならもう少し質問らしく最後締めてください。

阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 私のほうから謝礼のところと、6月1日に要綱を制定してまして、実際にもう始まっているのかというようなお話もあったもんですから、その辺ちょっと整理させていただきたいと思います。先般の政策案件のときにも説明させていただいた要綱なんですけども、6月1日施行ですがまだ予算の裏づけがないということで、具体的に人選、人選とか委員会の委員の皆さんを委嘱している状態ではございません。この議会が終わりましたら、早速委員の選任に進んでまいりたいと考えております。そのときにもお話し申し上げましたけども、公募の委員さんも考えておりますので、公募の委員さん含めて検討委員会のほうは11名です。すいませんちょっと先ほどの答弁で言葉足らずのところがありましたが、札幌からおふたりを考えておりますということで検討委員会3回、それと町民講座1回分を計上していますと。そのほかに多分町内の委員さんになるかと思っておりますけども、3名の方をお願いしようと思っておりますので、その方たちの謝礼ということも含めての金額でございます。それと専門委員会のほうですけども、現在5人の専門員をお願いしたいと考えておりまして、そのうち札幌から来ていただく方おふたり分、それから町内の方3人分ということで、専門委員会2回分の謝礼ということで計上しているものでございます。

あと特別旅費のほうの視察の人数ですけども、検討委員会の委員の皆さんや、教育課程なんかも魅力化に係る重要な要素だと考えておりますので、教育課程の辺りを実際に見ていただくということで、検討委員の方が参加するもの、事務局が視察に行くもの、それから今の想定では高校の先生にも何人かお願いして、現地を実際に見ていただいたりお話を聞いていただくというようなことを想定しており、この特別旅費の予算になってございます。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今阿部課長から説明があったんですけども、それぞれ高校に適任者を分散してやっていくということになりますかね。5か所、道内3か所と道外2か所。今の説明だったら検討委員もいるし、事務局、教育課程とおっしゃいましたか、教育委員会のことですか。

○学校教育課長（阿部信幸君） 教育課程の検討と言いました。

○5番（齊藤うめ子君） ああ教育課程の検討、高校の先生とか、それはそれぞれ分散していくということになりますか。それはこれから検討されていくんですか。

○副議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） まだ具体的に全ての視察先と連絡をとって予約しているものでもございませんし、日程もまだこれからということになるんですけども、検討委員の皆さんにはぜひ参加いただきたいと思ってるんですけど、どうしても都合つかない場合もあるでしょうから最大限の人数で見込んでおります。それから事務局と、先ほど教育課程の研究のために高校の先生を想定してましてということでお話したんですけども、高校の先生たちも授業等それぞれ都合ございますので、日程合わせてというかたちになるんですけども、具体的にこの方ということで見込んでいたものではございません。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 関連してお答えします。政策関係のご説明のときにも斉藤議員から幅広くいろんな人の意見をというようご指摘もあったところでございますので、我々としても絞り込んでというよりは幅広くいろいろなところを実際に見るということで、全員が全部同じところに行くということではございません。検討委員会の中でですね、こういうところを視察してもいいとかっていうことがあれば、予算の範囲の中で議員ご指摘のようにいろいろ検討した上で、訪問先が変わるといようなこともご理解いただければというふうに思っております。できるだけ幅広い視野を持って検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最初に13ページの負担金補助及び交付金、観光地づくり支援事業補助に関わってですが、この事業を発案したのがどこの段階で発案されたのかまず伺ひます。それとコースの設定に関わって、特にニセコ町のコース設定に関わって、どのような経過を経て設定されたか伺ひます。

それと先ほど来より話題となっております16ページの特別旅費に関わってですが、白馬のほうにも視察に行くという答弁がございました。白馬に行って何を視察されるのかということと、私の記憶の中では過去に教育委員会として白馬に視察に行っておられるというふうに記憶してございます。このような中でですね、白馬に対する情報ですとか、過去のを生かして活用できないのだろうか。新たな知見というのわかりますけども、過去に視察に行ったところに関してはそれらの知見を十分に使うべきではないかというふうに考えるんですけどもいかがでしょうか。

それから16ページの幼児センターの中の修繕料に関わってですが、今回配られた補足資料の中に雪害箇所の写真が添付されております。昨年も6月議会の補正が上がって、かなりこの維持管理について厳しい指摘をさせていただいたんですけども、また今年もかというのが正直な気持ちであります。特にですね、普段あまり人目につかないところが雪害にあったというものと、もう一方では日常的に気がつくであろう箇所が雪害と称して今回補正に上がってきているということだろうと私は思っております。その管理の在り方について、いま一度お伺ひをしたいというふうに思ひます。さらに幼児センターの倉庫につきまして、今回こうやって修繕が上がってきたところもあるんですけども、実際まだ修繕しなくちゃいけない箇所もあるんじゃないかなと私は思っております。今回その修繕しようというところの調査された経緯についてもお伺ひをしたいと思ひます。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） バスの関係の質問にお答えしたいと思ひます。まずその発案はどこの段階でということですが、ニセコリゾート観光協会と倶知安の観光協会がお互い話し合った中

で、このようなバスを走らせてみようということで両協会でも共同で発案されたというかたちになっております。コースの設定の経過についてですが、その両協会の担当事務局と我々商工観光課とで複数回にわたって協議というか打合せをしてきておまして、今のコース設定をできるだけ乗る時間だとかコースとかいろいろなそれぞれの地形の都合とかもありますので、その辺を総合的に判断した中で決定させていただいたというところであります。私からは以上です。

○副議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 白馬高校には既に教育委員、あるいは高校の教員等が視察しており、資料も見て私も十分その辺りは熟知しているつもりではございますが、私がいろいろな学校の改革等を見ているときに、やはりそのときはかなりうまくいくんですけども、やはり 10 年経っていくとだんだんいろいろな課題等が出てきます。そういう意味で今回あえて白馬ということで、新しい知識というよりは 10 年後をどうすべきかというような課題等も探ってまいりたいというふうに思っています。それこそニセコ高校も持続可能な、将来長く残れるようなニセコ高校を目指していきたいということで、今回そういう新しい知見を取りたいということとか、過去のそういったこともってということで、白馬へ視察に行くという考えを持っています。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○こども未来課長（淵野伸隆君） それでは最後に私のほうから幼児センターの倉庫の修繕について、管理の状況等含めて回答させていただきます。まず今回雪害ではありますが、昨年の議会の中でもご指摘いただいてた中で、こうした破損に至ったことについては大変申し訳ないというふうに思っているところです。冬季のこの倉庫の管理の在り方でございますが、積雪の状況を見ながら職員が屋根の除雪を行っております。その回数については昨冬もそれ以前も変わらず一度雪下ろしをしてきたところでして、私どもとしては例年どおり、積もった量に応じて除雪をしてきたつもりでございました。ところがこの春雪解けに応じて見てみますと、添付の写真のとおり壁が壊れてたということで、恐らく今年特に降り積もった雪が氷の塊になって、大きな形で落雪をして今回の破損に至ったのではないかというふうに考えているところでございます。幼児センターのこの施設も含めて、全般の安全管理の確認の状況ですけれども、センター全体としてこの倉庫に限らず、月 1 回の安全点検というのを毎月 1 日に行っております。施設の中、外含めて子どもが触る場所もありますので、破損がないか等確認しながら随時対応をさせていただいているところです。また長期的に修繕が必要な場所もあるというふうに考えておまして、例えば幼児センターの本体、既存棟部分については 15 年経ってきておりますけれども、壁面の塗装ですとか屋根の防水ですとか、そういった長期的に必要な部分もあると思いますので、そういったところについては計画的に年次計画を立てて修繕等を行っていくということで考えているところでございます。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 修繕全般ということで、私たちのほうでも雪害によるものについては 2 か所あります。1 点目は元町のコミュニティセンターなんですけども、これにつきましては管理者のほうから連絡があって、見たところ軒先の破損と屋根の破損なんですけども、特に屋根の破損については屋根の構造が屋根の上にさらに明かり取りでもう 1 段ありまして、そこに積もった雪が落ちたと同時に下の屋根がへこんだというような状況になっています。今までは多分雪の質と量でスムーズに落ちていたと思うんですけど、今年度の雪につきましては重くて固くて氷になってるっていう部分も含めていってしまったという認識と、あと古くなったので屋根が弱くなったっていう部

分もあるんですが、いずれにしても私たちのほうで指定管理者のほうとコミュニケーションをとって、こうなる前に屋根の雪下ろし等ができれば、もしかしたら防げた可能性もあると思っております。あともう1か所の最終処分場なんですけども、これは昨年度も同じような箇所が破損いたしまして、説明にもあったと思うんですけども、それを受けて11月24日には雪留めの設置ということで、破損部分に古い畳と木製のパレットで二重の防御をしております。

管理委託業務としては12月から3月の月曜日に、通路を中心に排雪・除雪というかたちで行っております。さらに12月から3月は週2回程度、月曜日の午後もしくは火曜日に現場を確認して雪庇の状況ですとか積雪の状況を確認しております。除雪作業で雪庇が巨大化したために、業者による屋根の雪下ろし作業の実施を1月24日と3月18日に行っておりますが、春雪解けを迎えて木の柵を除けたら写真のようにへこんでたということで、今回雪害ということで原状復帰ということで修繕をさせていただきますが、また同じような雪の状況だと破損してしまうということで、根本的に壁の補修というか、今回とは別に積雪前に検討して行っていきたいなど。思っております。以上です。

○副議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 教育委員会所管の施設等について今回雪害等が多くあったということで、日頃のそういう日常点検も含めて、今般雪が多かったということですけども、昨年度の雪と今年度の雪でもですね若干その季節の降り方とか微妙な違いもあって、今回こういうことで新たにまた出てしまいました。昨年羊の牧舎を修繕した後、今年も心配でちょこちょこ見には行ってたんですけども、ほかのところでもそういうことがあったということで、今後とも施設管理につきましては職員それぞれが手分けをして、こまめに観察するなど、必要により除雪等対応しながら、こういったことが多く起こらないように取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 職員住宅の今回の雪害のことなんですが、職員住宅については各職員が住んでいるということで、居住している方が適切に管理するよというということで指導しているわけですけども、全般的に職員住宅に関しては40年程度経過しているものも結構多くありまして、比較的雪害に弱いという状況もあります。職員住宅については今のところ建替え等の計画はございませんので、今のものを最終的に使っていった減価償却していくというような考え方でおりますので、こういった古い建物につきましてはその都度修繕していくしかないのかなと思っております。基本的な管理は居住者にお任せしているという状況でございます。

○副議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最初に観光の補助事業に関してなんですが、コース設定にあたっては観光協会と担当係とで考えられたということですが、先般の説明を受けた中では基本的にニセコ町の動線としては、倶知安から東山方面のラインに収取しているのかなというふうに感じました。便によってはビュープラザとかニセコの駅前という便もあるようですが、基本的にラインとしては倶知安から入ってきて東山のほうに入っていくというライン。そこでですね、もう一方ではアンヌプリ、モイワへの足をどう運ばせるかというあたりの配慮は政策責任として戦略的であってしかるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方についてどのように考えられておられるのかお伺いします。

それから、雪害に関わってそれぞれ大変ご苦労されているんだろうというふうには思うんですが、

どう考えてもやっぱり適切な除雪があればですね、防げたところもあるんじゃないかなというふうに考えます。今後さらに巡回を多くして、それぞれ雪害のないような状況をつくっていけないものかどうかということで、これは教育長と町長にお話をいただきたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 倶知安から東山のラインに偏ってるんじゃないかなあというところ、ご覧になったとおりでと思います。今回ニセコのリゾートエリア中心にということで、夏の初めてのバスということでいろいろ考えたところであります。アンヌプリ・モイワへの配慮という面に関してもおっしゃるとおりだと思います。いろいろ考えたんですけども、我々の気持ちとしてもニセコの市街地に人を運んでもらいたいという意見を言ったところです。アンヌプリ・モイワ地区を回って、あとまた市街地等も回るとなると、結構乗車時間が長くなったりだとかそういった部分が考えられるということで、この限られた予算の中で長時間のダイヤにならないような配慮したというところで、今回このようなかたちに決めさせてもらったというところであります。ただいまのご意見いただいたところでありますし、ごもっともなところだと思いますので、来年度以降そのようなかたちでもう少し工夫した運行ラインについて検討を進めていきたいというふうに考えてますので、何とかよろしくお願ひしたいなと思います。以上であります。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 最初にですね、オープントップバスの関係であります、私が倶知安町の事務局長から聞いた経緯では、東京都内ではオープントップバスが梅雨の間がなかなか運行できないと。その期間だけこちらは梅雨がないので持ってきて使えないかということで、当初は倶知安とひらふ地区を中心に考えてた。しかし、ニセコ観光圏として一緒にやっている経緯もあるのでということで、うちのリゾート観光協会に声をかけて、両者で出し合って共同でやりましょうという経緯があったということであります。その中で日程とか距離とか様々なことを考えられて、ニセコの部分が少し物足りないという結果になったものと思いますが、今後バス1台、億単位のお金がかかると。しかも日本ではつくれないものであるというふうに聞いておりますので、今後ずっとつながっていくかどうかも含めて、今回の実証試験の結果をみて、また協議させていただきたいなというふうに考えております。

それと雪害の関係であります、正直言いまして、ああまた今年もかっていう感じであります。これは現状の職員体制ではもう限界があるって思っています。もしこういったものをできるだけ少なく、ゼロには当然なりませんので、ということであれば専門家をある程度雇って、予算をつけてやらないと、今年の雪で職員自体も相当疲弊している状態です。精一杯やっても減価償却ってやっぱり大雪のときはどうしてもあるんですよ。もうできない状況の中でさらにブラック化を職場自体ですということ、私はできないと思ってますので、さらにそういった専門的な人を何人か雇って冬季やるかっていうと、相当財政的にも検討が必要かなというふうに思いますので、ご意見賜ったことを受けて、またどういふことができるのか考えてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいま片山町長のほうで答弁ありましたけれども、教育委員会所管の施設・建物については体育館とか非常に大型のものが多くて、なかなか巡回してそういった破損箇所を見つけるっていうのがなかなかわからない部分もあって、発見が遅れたというようなこともご

ざいます。いずれにしても今後そういったことも含めて、当初予算等で適切な除雪等検討するなど、そしてまた巡回体制につきましてもですね、町長言いましたようになかなか職員も一生懸命やっている中で厳しいところもありますけれども、丁寧な巡回に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 浜本議員。

○6 番（浜本和彦君） 今の篠原議員と重複するかもしれませんが、この雪害、何度か私も話したことがあると思うんですけど、設計・施工管理でありますけど、やはり設計段階で冬のことを考えて設計しないと、今みたいな状況が起こりうると。今回この写真を見せていただけてますけど、不可抗力的なものは何か所かありますけど、やはり設計段階できちっと風向きとか雪のつき具合とか、それから離隔。都市部で土地がないところであればしょうがないんですけど、土地が十分ある、方向もどうでもなるという状況の中で、そういう設計がなされてないっていうのが、私が議員になってから結構気になっていたので、あちこち見ていますけど、やはりそういうところが結果的には手が回らないと。自動的に落ちるべきところが落ちてないというものが見られるので、今後も設計に関しては、これから消防庁舎も建てますし、それからビュープラもやると思いますけれども、その辺もよく考えないと、人が何人いても町長が言われるように見回れないと思います。だからその辺も考えた上での設計、管理になるべく手間がかからないような状況をつくってもらうためには、もう少し設計の時点で知恵を絞ってやっていただきたいと思いますので検討よろしく願いいたします。これは答えはいいです。

1 点だけ、9 ページ、15 目の町民センター費、修繕工事で地中熱についてだったと思うんですが、これ修理ということなんですが、この辺詳しく、どういう状況でどういうふうに直すのかご説明いただきたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課（富永匡君） 町民センターの修繕の中身なんですけども、全体の予算では 132 万 2,000 円なんですけど、その中身は当初の説明でもあったと思うんですが 2 件で、1 件はヒートポンプの漏水で 95 万ほどの中身となっております。それにつきましては町民センターができて 9 年経ってまして、大体 10 年近くなるといりんなところから壊れてくるという部分もありまして、経年劣化で管から漏れてるといことです。1 回、3 月に漏水していて、その調査で雪解け後に掘って見積りをもらったそのすぐ後に、もう 1 個漏水が起きてってかたちで、3 系統あるうちの 2 系統を直すというような予算となっております。

もう 1 件につきましては玄関の前の土間に敷かれているタイルの修理ということで、これについても説明があったと思うんですけども、まず原因としてはスケートボード等の活動による痛みと、あとは大きくは多分経年で地中の凍結等が繰り返されることによって傷んだというようなこととなっております。それでスケートボードについては禁止の表示などで対策済みとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 浜本議員。

○6 番（浜本和彦君） ちょっと私、記憶にないんですけど、民間にいたときにこの地中熱をやってくれという話があって、専門家に聞いたら、これはつくったときはいいけど何年かすると非常に金がかかると。メンテナンスがかかるからやめたほうがいいということでやめた経緯があります。ただこれ、役場と公共的なところは一時これが非常に何か推奨されて、ニセコ町もかなりやったと

思うんですけども。町民センターと何か所かやっていますけど、修繕していくのか途中でやめてしまうのか、その辺の今後の見通しがあれば状況を踏まえながらご説明いただければと思います。

○副議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 今後地中熱ヒートポンプを入れていくかどうかはまだ検討段階ですけど、消防庁舎に関しては車庫の熱源を常に凍らないようにしなきゃいけないということで、低熱源としての地中熱ヒートポンプを検討はしております。町民センターを建てた時の地中熱ヒートポンプですね、今回U字型の長いパイプを100メートル通すんですが、その一番下の部分のU字溝とパイプをつなげる接合部分が外れるケースが結構あったということで、今回もそのケースだというふうに聞いております。今は技術的にその接合部分は現地でするのではなくて、もう既に一体となったU字型のものを使うということになったようで、今後については地中熱ヒートポンプの地下での漏水は基本的にはあり得ないのかなというふうには聞いております。予定としては消防庁舎のほうは一応考えているということです。

○副議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号から日程第16 議案第11号

○副議長（青羽雄士君）

○副議長（青羽雄士君） これより日程第15、議案第10号 財産の無償貸付についての件から、日程第16、議案第11号、令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第15、議案第10号 財産の無償貸付についてご説明を申し上げます。議案を読み上げさせていただきます。

議案第10号 財産の無償貸付について。

次の普通財産を無償貸付したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記。1 貸付けする財産、(1) 建物（旧教員住宅 富士見 1・2 号）、所在 ニセコ町字富士見 100 番地 1、構造 ブロック造、床面積 130.68 m²。

2 貸付の相手方、所在地 札幌市豊平区平岸 5 条 19 丁目 1 番 55 号、名称 学校法人北海道インターナショナルスクール、代表者 理事長 カフマン・フレッド・エドワード。

3 無償貸付の目的、上記建物について、相手方に北海道インターナショナルスクールニセコ校の教室として利用することを条件として無償で貸付けることにより、学校の設置及び運営を円滑に行い、もってニセコ地域の国際交流や人材育成に寄与するとともに、双方が今後一層発展することを目的とするということでございます。

4 貸付の期間、令和 4 年 6 月 13 日から令和 5 年 6 月 12 日まで。期間満了 3 か月前までに双方意思表示がない場合は貸付期間を 1 年延長とする。令和 4 年 6 月 10 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、インターナショナルスクールの向かい側の元教員住宅ということで、今年 4 月 22 日の第 4 回ニセコ町議会臨時会において、入居者転移等の補償に関する補正予算をご承認いただいた案件でございます。

議案第 10 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 16、議案第 11 号 令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の一般会計補正予算を次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,204 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 2,317 万 2,000 円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 4 年 6 月 10 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 2 ページ、歳出を 3 ページに載せてございます。

それから 4 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳入歳出補正予事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。それから 5 ページ、をご覧いただきたいと思ひます。今回の補正額合計 2,204 万 4,000 円の財源につきましては、全て一般財源でございます。

歳入から説明します。6 ページをお開きください。今回の事業について歳入は、事業費全体について 20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 2,204 万 4,000 円を充当するというところでございます。

それから 7 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 5 目 14 節のコミュニティ FM 送信施設移設改良工事 2,204 万 4,000 円の補正でございます。ラジオニセコにつきましては、地域のコミュニティ FM として地域に密着した情報を発信してまいりました。しかし、いぜんニセコ町内には難聴地域があるため、平時や災害時においてラジオニセコからの放送を町内に満遍なく届けられるよう、より適した場所へ送信施設を移設し、改良するための経費を補正するというものでございます。あわせて送信設備の移設に伴って旧施設の回線を廃止し、新施設にて新たに回線を新設するための経費もあわせて補正するというものでございます。なお、今般の補正は 4 月臨時議会で予算を可決いただきました送信施設移設のための実施設計にて算出された金額により、予算を計上しているというところでございます。この追加補正につきましては予算の概要についてということで、参考資料とし

て補正予算資料ナンバー3にもまとめてございますので、こちらは後ほどご覧いただきたいと思
います。

議案第11号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第10号 財産
の無償貸付についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 今回財産を貸し付けるにあたって、無償貸与の目的の中に記載されてお
りますが、あくまでも教室として使われるということですが、あの建物自体が相当年数が経って
いて耐震的にも全くもたないのではないかなってというふうに勝手な危惧をいたします。万が一大き
な地震が来て事故があった場合ですね、この貸付に関しては町として何も責任がないのかどうかお
伺いをいたします。もう一点、今後この施設の老朽化等を起因とする改修等の計画が出てくるのか
どうか、その点についてもお伺いいたしたいと思えます。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず経過を若干説明させていただきます。今年の2月ぐらいにですね、
インターナショナルスクールより、2021年度から中等部のプログラムを開始してるんですけども、
現状の施設ではなかなか手狭だったということもございまして、教室として利用できるような施設
はないだろうかということでご相談をいただいております。施設のほうにも近いところで検討した
結果、教員住宅が老朽化しているということもあって、ここがいいということでインターナシヨ
ナルスクール側からの申出もございました。その間、町で移転補償等を行って教員の方々に転居して
いただき、5月16日に教育委員会から町長部局のほうに所管替えをしたというところでござい
まして、現在この提案をさせていただいたというところでございます。確かに篠原議員おっしゃると
おり、あの施設については1973年に造られ49年経過した耐用年数38年のブロック造でござい
まして、かなり古いということもございまして、大丈夫だろうかということでちょっと心配はして
おりますが、インターナショナルスクールのほうでどうしてもということで、今回改修については
インターナショナルスクールが主導で行うというところでございます。また何か不都合があった場合
も長期間貸すとその間ということになりますので、今回の契約期間についても1年間ということに
したというところでございます。地震等で万が一崩れるようなことがあった場合については、補償に
関していうと基本的にはインターナショナルスクールのほうで補償の対象になるのかなと思っ
ております。それは学校の運営上の保険対応となるかなと思ってますけども、今回改修するにあ
たって耐震の部分も含めてしっかりしていただくように、ある程度協議しながらお貸ししたい
ということは考えております。今後改修するにあたっては、基本的にはインターナシヨナル
スクール側で費用も持つということで考えておりますけども、町としても何らかの支援が
できるようにしたいということと、今回の補正予算で可決をさせていただいたんです
けども、その中で多少外構的なところとかを修繕するような費用もみております
ので、そちらのほうを対応していきたいというふうに思っております。以上でござ
います。

○副議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 今の件についてもう少し確認したいことがあるので、ご質問させてい

きます。無償貸付することに関して全然反対するとかそういうのではないんですけれども、今も出てたように一つ前提として貸付けを無償とする根拠っていうものをもう少しはっきり説明していただきたいということと、それに絡んで改修とか修繕とか、もしくは原状回復の義務が発生するのとかいろいろあると思うんですけれども、その辺契約書っていうものはどの程度のものをつくれるのかなという部分についてお聞かせください。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回無償貸付とする理由としては、インターナショナルスクール自体が地域の振興において非常に役にたっているというか、そういう部分で地域政策的にも非常に教育の観点からもいろいろ波及効果があるということで、実は現スクールの建物も 20 年間で無償貸付しているという経過がありますので、その経過から考えますと逆に今回だけ有償にする理由がないというところがございます。それからもう一つは契約の内容ですね。契約の内容については基本的にはインターナショナルスクールニセコ校の今貸している契約と同等のものになるんですけども、原状回復については求めないようにしたいというのを考えております。というのは、先ほど説明しましたとおり 49 年経過している施設ですので、改めてそれをまた原状回復する理由がないというふうに考えておりますので、原状回復は求めないというかたちで今のところ考えております。

○副議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 説明としては分かるんですけれども、ただ先ほどの篠原議員からもそうなんですけども、例えばお互いに善意でやったことが何か起きちゃった場合にどっちの責任になるかとかっていうようなことが、今 20 年前の話がされましたけれども、現代においてはもう少し契約内容でどちらの責任かというのをはっきりしたほうがいいと思うんですね。無償にしない理由はないというご説明ではあったんですけども、その辺も何に照らし合わせているのかっていうことですね。すいません、勉強不足で申し訳ないんですけども、議会の承認があれば良いという議会承認がその根拠となるのか、それとも町長のご判断でなるのかとか、その辺の根拠法じゃないですけど、何か明確なものがあればそれをお示しいただきたい。それから契約書の内容については、現段階で案分とかっていうのはできてる感じなんですか。契約書案とかっていうのは今存在してるかどうかっていう部分ですね。申し上げたいことは何かって言ったら、お互いに後でわだかまりのないように、きっちりと書面で交わすところは交わしたほうがいいのではないのかなと思ってるんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず根拠はここに書いてあります地方自治法第 96 条でして、行政財産もしくは普通財産に関しましては無償で貸す場合は議会の同意が必要だということを根拠にしております。ニセコ町のほうでも要綱を持っておりますので、その要綱に基づいて無償貸付する場合は議会の同意を得て行うということにしております。インターナショナルスクールの場合は地域振興だとか公共性が高いものということも若干あるんですけども、いずれにしても民間事業者ということで、そこはきちっと議会の同意を求めていきたいというところでも今回提案させていただいたところがございます。あと契約内容については、私は前回の契約に関してはタッチしてませんが、今回の契約についてはもう一度弁護士ともきちっと相談した中で、内容精査を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 今の件ですが、これから新しく貸付ける部分は相当古いということです。それから今使ってる本体の部分もそれなりの経過があると思うんですけども、将来っていうか近い将来か、例えば除却をするとかいうケースが出てこないのかどうか。向こうの理由でもっと質のいいものに建替えをしたいとか、そういうことで除却するケースもありうると思うんですけども、その辺について何かそのときの対応について想定していることがあればお聞きしたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 除却については今から想定していることはないんですけども、ただ中等部ができて確実に手狭でっていうところは、私も一角を仕切って使っているところを見ますと、かなり狭いというところは認識しております。今回も緊急的措置かなというふうに思ってます、町としてもそういう現状も踏まえて今回こういう古い建物ではあるんですけどもお貸しするというので、今のところインターナショナルスクール側で新しい施設を建てるとか建てないかっていう話は聞いておりません。あ、今町長から話があったんですけど、建てる予定は考えているそうですので、そのときにはやはりあの施設古いですので、対応できなければ除却をしていくことは考えられると思います。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すいません、ちょっと補足させていただきますけど、今中等部が大変申込みが多いと。それから海外からも空きがないかという打診が多いということで、学校としても適地があれば建替えを検討したいと。しかし、いろんな土地を見つける、あるいは設計といっても2、3年はやっぱりどうしてもかかるので、この秋から入る人の広さを緊急に何とか確保しないと、現状で本当に困っているということでもありますので、今回あくまでも緊急避難ということで、それが2年になるか5年になるかはちょっとこれからのことではありますが、協議をしながらできる応援はしっかりと、地域の教育の底上げにもなりますので行っていきたいというふうに思っております。

あともう1件の国際交流施設自体は、町の施設で幅広く国際交流に使おうという施設で、国の応援ももらって、ほぼ100%国の緑の分権改革だったといえますか、そういうお金をいただいて整備をさせていただき、そこに国際交流も含めてインターナショナルスクールに入らせていただくということでこれまで来ておりますので、建物自体は町が管理をしていくということで考えております。しかし現在これから貸そうとしている建物自体は、もうもともと町としては、何て言いますかね、撤去しようと考えていた施設を有効利用するということでもありますから、あくまでも短期間の利用になるかというように思います。よろしく願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 先ほどからのお話の中で、この施設自体、インターナショナルスクール自体が地域貢献の施設で町としてもバックアップしたいというお考えだと思います。その上で、緊急避難的なその築47年の住宅は、緊急避難が終わったら戻ってきて、それは町が受託して、更地にしてまた何かに使うという可能性があるんだと思います。それで本体のほうは今おっしゃったように手狭になったりということがあって、条件が整えば新しく建てかえる、あるいは別の場所にするのか、そういうことがありうるわけですね。そうすると国際交流の場として使ってる限り、町の判断としては仮に国際インターナショナルスクールがどこか適地を見つけていなくなった場合でも、それはそのまま残ると。除却はすぐ対象になることは当面はないだろうというご判断と解釈したんですけど、それでよろしいでしょうか。

○副議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 除却とか具体的に今ちょっと見えてないもんですから、今インターナショナルスクールとしては施設を拡大するとか、新しい施設をできればつくりたいという声も聞いていますが、あくまでもそれは口頭での会話でありますので、将来的にはこの秋からどの程度増強されるのかということも含めて、北海道本部との連携もあって検討がなされていくというふうに思います。そこは町としては柔軟に対応させていただきたいというふうに考えているところであります。

○副議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 10 号 財産の無償貸付についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 11 号 令和 4 年度一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浜本議員。

○6 番（浜本和彦議員） 撤去費用は入ってるっていうふうに先ほど聞いたんですけど、大まかに何にいくら、何にいくら、撤去っていうのは旧ヘリポートの撤去かと思うんですけど、その辺も含めてちょっとご説明いただきたいと思います。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ヘリポートに現在あるもの、アンテナについては撤去する予定でございます。それから送信装置の 2 台については新しく移設するところに再利用をするということで、撤去して移動する設計のほうを今進めているところでございます。

○副議長（青羽雄士君） 浜本議員。

○6 番（浜本和彦議員） その費用の内訳がわかれば教えてください。まだわかんないのであればいいですけど、撤去にいくら、施設にいくらっていう費用が出てるのであればお願いします。

○副議長（青羽雄士君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 費用の内訳でございますけども資材費が 685 万円ほどで、そのうちアンテナにかかる部分が 408 万円、送信機が 167 万 5,000 円。送信機は再利用するんですけども、そのほかの部品、再設の資材ですね。それから無音検知機、無停電電源装置で 190 万円ほど予定し

てございます。そしてそれらを取り付ける設置費等々で 501 万 4,000 円。設置後の調査費用等で 134 万 5,000 円。アンテナを自主設置するのに、建物のところ人間ではちょっとできないもんですから、クレーンを利用しなきゃならないということで、クレーンの費用を 183 万円ほど見えています。それに諸経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費を約 3 割のつけまして 1,998 万円に消費税 10% のせて、こちらの工事は 2,197 万円ほどみてるところでございます。そのほか N T T の回線工事として、建物内の配線になるんですけども 6 万 5,000 円ほど見積りの中で見えているところでございます。

○副議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） すいません、今のやりとりがあったもんですから、ちょっとつけ足しをさせていただきたいと思います。先ほどの説明の中で 2,200 万という多額な金額ですけども、前年度の繰越金をそのまま充当するというご説明をしました。現状ではそのとおりなんですけど、現在緊防債・過疎債の申請中ございまして、これらが確定しましたらまた補正等でご報告申し上げることになるというふうに予定しております。

○副議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 11 号 令和 4 年度一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 議員派遣の件について

○副議長（青羽雄士君） 日程第 17、 議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件はご手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第29 閉会中の継続調査の申し出について

○副議長（青羽雄士君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第77条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、資料配布のため、暫時休憩します。

追加日程がありますのでこのままお待ちください。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○副議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○副議長（青羽雄士君） お諮りします。先ほど木下議員から、意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第1号について、日程に追加し追加日程第19として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第19 意見案第1号

○副議長（青羽雄士君） 日程第19、意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要請書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書です。私、木下が提出となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、衆参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民の理解調整を図る意見書。新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇に加え、ロシアのウクライナ侵攻により原油生産資材価格や穀物相場が奇跡な高騰を続けています。日本国内でも食料品等の値上

げや国民生活に大きな影響を及ぼしており、ロシアのウクライナ侵攻の長期化により、今後さらなる価格高騰も懸念されております。

また、我が国においては食料とエネルギーを輸入に依存しているため、有事の際の食料をいかに確保するのか、自国の食料は自国で生産・消費するという食料安全保障が改めて重要視されていきます。このため、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障を強化する食料自給率向上、国内生産の基盤強化など、新たな施策及び予算の確保と国民への理解調整を図ることが不可欠となっております。

よって、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民の理解調整を図る要請書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を認めます。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解調整を図る要請書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○副議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

これにて、令和4年第5回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 榊原 龍弥（原本自署）

署 名 議 員 斉藤 うめ子（原本自署）